

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(本誌の発行所は鳥取県鳥取市)

大阪事務所
東部
中部
西部
鳥取事務所

厚生部

鳥取保健所
倉吉保健所
米子保健所

農林部

鳥取地方農林振興局
八頭地方農林振興局
倉吉地方農林振興局
米子地方農林振興局
日野地方農林振興局
土木部

鳥取土木出張所
郡家土木出張所
倉吉土木出張所
米子土木出張所
根雨土木出張所
教育委員会

県立鳥取西高等学校
県立鳥取農業高等学校
県立智頭農林高等学校

目次
◇監査公告 定期監査の結果の公表

監査公告

鳥取県監査公告第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条の規定に基づき、昭和41年度に係る下記機関の定期監査等を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和43年2月14日

鳥取県監査委員	浜田庄二
同	中田玉平
同	伊藤藤武
同	河崎夫巖

記

監査箇所

総務部

東京事務所

- 県立倉吉東高等学校
- 県立倉吉農業高等学校
- 県立倉吉産業高等学校
- 県立養良農業高等学校
- 県立米子東高等学校
- 県立米子南高等学校
- 県立米子工業高等学校
- 県立境水産高等学校
- 県立境港工業高等学校
- 県立日野産業高等学校
- 県立米子図書館
- 県立青年の家
- 財政援助団体等
 - 鳥取県国民健康保険団体連合会
 - 社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会
 - 財団法人 鳥取県大阪青年寮
 - 鳥取県信用保証協会
 - 鳥取県経済農業協同組合連合会
 - 社団法人 鳥取県畜産会
 - 鳥取県中部木材協同組合連合会
 - 鳥取県農業協同組合中央会
 - 鳥取県森林組合連合会
 - 財団法人 鳥取県育英会
 - 財団法人 米子工業高等専門学校建設促進期成同盟会

鳥取県新生活運動協議会

- 1 監査実施箇所名 東京事務所
- 2 監査執行年月日 昭和42年10月23日
- 3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
同 伊藤武夫
- 4 概況

(1) 職員の配置状況

区分	事務吏員	技術吏員	事務員	技術員	技能力員	計	非常勤員	合計
定員	(5)		(1)			17		17
現員	16	2	2		3	(6) 23		(6) 23

(注) 事務吏員の(6)は兼務1、併任2、自治省・建設省派遣2であり、事務員の(1)は併任であつて、それぞれ内書である。

(2) 予算の執行状況
了 歳 入

科目	目	予算令達受額	調定額	収入済額	収入未済額
（一般会計）	財産収入	円 212,400	円 212,400	円 212,400	円 0
	諸収入	4,660,429	4,660,429	4,660,429	0
合	計	4,872,829	4,872,829	4,872,829	0

イ 歳 出

科 目	予算令達受額 円	支 出 済 額 円	不 用 額 円
(一般会計)			
総務費	28,744,139	28,744,139	0
商工費	2,142,812	2,142,812	0
教育費	2,621,567	2,621,567	0
衛生費	1,116,641	1,116,641	0
外4科目 (特別会計)			
用品調達等集中管理事業	3,666,181	3,666,181	0
合 計	38,291,340	38,291,340	0

(3) 主な事務事業の実施状況
ア 行政連絡

本庁部局等	行政連絡の内容	件 数	
		文 書	電 話
企画室関係	全国知事会議に関する事務連絡等	92	358
総務部関係	普通交付税についての情報連絡等	587	863
厚生部関係	重症心身障害児(者)収容施設設置についての 陳情及び情報連絡等	139	458
商工労働部関係	中小企業金融公庫鳥取出張所新設についての 陳情及び情報連絡等	60	379
農林部関係	農林水産についての市場流通調査等	259	734
土木部関係	昭和42年度国に要望する主要事業についての 陳情及び予算要求、予算措置状況の調査及び 情報連絡等	64	703
企業局関係	日野川県営発電についての事務連絡等	10	55
教育委員会関係	公立学校施設整備についての陳情及び情報連 絡等	226	377
その他の関係		—	558

そ の 他	451	646
合 計	1,898	5,131

イ 商工物資あつ旋即売状況

年度	あ つ 旋			即 売		合 計
	国 内	貿 易	物 産 展	物 産 協 会		
40	907	112	12,148	2,164	15,331	
41	938	535	12,795	2,030	16,296	

(注) 昭和41年度の各種催物は、全国郷土の観光と物産展はかも6回、延
39日、出品者数133出品目数537

ウ 農林産物販売実績 (京浜市場及び一部関東地方)
二十世紀梨外8品目 334,521千円

(うち二十世紀梨 307,324千円)

エ 及び予算宿泊状況

年度	区 分				合 計	宿 泊 料 千円
	県議会議員	県 職 員	市町村職員	そ の 他		
40	150	4,663	732	2,923	8,468	
41	100	4,475	610	2,480	7,665	

- 1 監査実施箇所名 大阪事務所
- 2 監査執行年月日 昭和42年7月20日
- 3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
同 中田玉平

同 伊藤 武夫
同 河崎 巖

4 概況

(1) 職員の配置状況

区分	事務吏員	技術吏員	事務員	技能労務員	合計
定員	(4) 12	3	2	1	14 (4)
現員					18

(2) 予算の執行状況

ア 歳入

科目	予算令達受領額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円
財産収入	242,800	227,234	227,234	0
諸収入	1,109,000	1,398,844	1,398,844	0
合計	1,342,800	1,626,078	1,626,078	0

イ 歳出

科目	目	予算令達受領額 円	支出済額 円	残額 円
(一般会計)				
総務	費	28,273,364	28,273,364	0
労働	費	70,000	70,000	0
農林	費	190,000	190,000	0
産業	費			
工商	費	2,451,060	2,451,060	0
(特別会計)				

用品調達等集中管理事業	213,970	213,970	0
合計	31,198,394	31,198,394	0

(3) 主な事務事業の実施状況

ア 物産あつ旋及び市場出荷額

(単位 千円)

種別	あつ旋		市場出荷			計
	商工物資	貿易品	農水産物	畜産物	林産物	
40年度	138,293	58,991	2,384,620	2,427,584	1,237,092	6,246,580
41年度	138,247	73,932	3,123,325	1,555,510	35,512	4,926,526

イ 職業あつ旋数

就職者数 { 40年度 3,405人
41年度 2,911人 }

ウ 観光客あつ旋数

{ 40年度 1,413人
41年度 6,379人 }

エ 宿泊所利用者数

{ 40年度 1,753人
41年度 1,687人 }

オ 企業誘致状況

三洋電気KK等15社

カ 展示会及び見本市等の開催

第7回鳥取県家具見本市 外7開催
出品社数 136社

出品点数 733点
 契約又は売上額 314,741千円 外95件

5 運営について
 職員住宅として高槻市に8戸の鉄筋2階建住宅が建設されており、本年度更に4戸建設の予定であるが、勤務地との距離が相当離れているため事務所との連絡がとり難い状況下にあつた。住宅内の何れかに共用電話1基を備え付けて緊急連絡の出来るよう、これが設置の促進方を望む。

- 1 監査実施箇所名 東部 県 税 務 所
 - 2 監査執行年月日 昭和42年9月13日
 - 3 監査執行者 監査委員 浜 田 庄 二
 - 1 監査実施箇所名 中部 県 税 務 所
 - 2 監査執行年月日 昭和42年9月6日
 - 3 監査執行者 監査委員 中 田 玉 平
 - 1 監査実施箇所名 西部 県 税 務 所
 - 2 監査執行年月日 昭和42年8月10日
 - 3 監査執行者 監査委員 浜 田 庄 二
 - 4 概 況 同 同 伊 藤 武 夫
 - 4 概 況 同 同 河 崎 敏
- (1) 職員の配置状況

所 別	区 分	事務員	技術員	事務員	技術員	技 能 員	計	臨時職員	合 計
東 部	定 現 員	44	—	5	—	1	50	—	50
	定 現 員	44	—	4	—	1	49	1	50
中 部	定 現 員	25	—	2	—	1	28	4	32
	定 現 員	25	1	3	—	3	32	3	35
西 部	定 現 員	41	—	9	1	6	57	—	57
	定 現 員	42	—	9	1	6	58	—	58

(2) 予算の執行状況
 了 歳 入

科 目	所 別	調 定 額	収 入 額	不納欠理額	収入未済額
税 収	東 部	1,153,162,268	1,135,412,265	284,594	17,455,411
	中 部	443,611,935	439,936,405	111,473	3,564,657
	西 部	981,598,790	963,811,888	919,594	16,886,308
	計	2,578,372,993	2,539,160,556	1,315,661	37,916,376
使用料及 手数料	東 部	—	—	—	—
	中 部	400	400	0	0
	西 部	19,319	19,319	0	0
	計	19,719	19,719	0	0
財産収入	東 部	12,393	12,393	0	0
	中 部	156,172	156,172	0	0
	西 部	344,292	344,292	0	0

計	東部	中部	西部	計	東部	中部	西部	計	東部	中部	西部	計	東部	中部	西部	計	東部	中部	西部	計
512,857	22,065,035	3,977,033	9,115,256	35,157,324	19,396,808	3,660,763	8,431,811	31,489,382	2,025	1,200	26,450	29,675	20,131,613	3,879,727	17,549,013	41,560,353	286,619	112,673	946,044	1,345,336
512,857	22,065,035	3,977,033	9,115,256	35,157,324	19,396,808	3,660,763	8,431,811	31,489,382	2,025	1,200	26,450	29,675	20,131,613	3,879,727	17,549,013	41,560,353	286,619	112,673	946,044	1,345,336
0	2,666,202	315,070	662,705	3,643,977	2,025	1,200	26,450	29,675	2,025	1,200	26,450	29,675	20,131,613	3,879,727	17,549,013	41,560,353	286,619	112,673	946,044	1,345,336
0	2,666,202	315,070	662,705	3,643,977	2,025	1,200	26,450	29,675	2,025	1,200	26,450	29,675	20,131,613	3,879,727	17,549,013	41,560,353	286,619	112,673	946,044	1,345,336

(注) 収入済額は、過誤納金25,310円(中部600円、西部24,710円)を含む。

1 歳 出
(7) 一般会計

科目	所別	予算令達受額	支出済額	残額
総務管理費	東部	5,947,274	5,947,274	0
	中部	4,426,385	4,426,385	0
	西部	13,940,607	13,940,607	0
	計	24,314,266	24,314,266	0
企画費	東部	—	—	—
	中部	—	—	—
	西部	9,000	9,000	0
	計	9,000	9,000	0

徴税費	選挙費	観光費	娯楽施設 利用税金	合計
東部 74,657,347	東部 65,740	東部 —	東部 279,350	東部 80,949,711
中部 41,176,329	中部 84,633	中部 10,000	中部 712,199	中部 46,399,546
西部 66,972,400	西部 96,020	西部 10,000	西部 703,499	西部 81,731,526
計 182,806,076	計 246,393	計 10,000	計 1,695,048	計 209,080,783

(4) 用品調達等集中管理事業特別会計

科 目	所 別	予 算 令 達 受 額	支 出 額	残 額
用品調達 事業費	東 部	10,000	10,000	0
	中 部	10,000	10,000	0
	西 部	20,000	20,000	0
計				0

収入証紙取扱額

科 目	所 別	件 数	証紙はりつけ額	手数料相当額	差引収入となる額
自動車税	東 部	9,666	36,289,060	1,089,056	35,180,024
	中 部	939	964,550	28,846	932,704
	西 部	579	519,100	15,572	503,528
狩猟免許税	東 部	890	840,350	25,809	834,541
	中 部	2,408	2,341,000	70,227	2,270,773
	西 部				
入 猟 税	東 部	939	898,050	26,941	871,109
	中 部	579	540,000	16,199	523,801
	西 部	890	846,550	25,398	821,152
計		2,408	2,284,600	68,538	2,216,062
総務手数料	東 部	683	51,650	1,542	50,088
	中 部	711	24,340	726	23,614
	西 部	910	80,250	2,407	77,843
計		2,304	156,220	4,675	151,545
東 部		12,227	38,179,290	1,145,365	37,033,925

合 計	中 部	西 部	計	中 部	西 部	計
1,889	1,083,440	32,497	1,050,943	2,690	1,787,150	1,733,536
16,786	41,049,880	1,231,476	39,818,404			

(3) 主な事務事業の実施状況
ア 賦課徴収状況について

(イ) 課税状況

各所別の課税状況は次表のとおりで、前年度に比較して総額で465,465,438円（東部205,021,443円、中部79,728,852円、西部180,715,143円）増加し、増加率は22.0%となつていゝ。

これが課税の適正化については、特に意を注ぎつつあつて、課税客体のはば及び脱税防止のため、間接税（料飲税、軽油引取税）の不正により脱税したものの（特別徴収義務者）については、国税犯則取締法を適用して通告処分を行ない罰金相当額を徴収する等課税の適正化に努めている。

通告処分を行つたものは東部13件5,184,000円、中部2件21,000円、西部6件189,000円である。

各 所 別 の 課 税 状 況 調 査

所別	年 度	現年課税分		滞納繰越分		計	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
東部	40	941,269,757	99.3%	6,871,068	0.7%	948,140,825	100%
	41	1,133,204,239	98.2%	19,958,029	1.8%	1,153,162,268	100%
東部	40年度に比し増減	191,934,482		13,086,961		205,021,443	
	(同 率 %)	(120.4)		(290.5)		(121.6)	

中部	40 41	40年度に比し増減 (同率%)	現年課税分		滞納繰越分		計	
			金額	構成比%	金額	構成比%	金額	構成比%
	40		360,308,114	99.0	3,574,969	1.0	363,883,083	100
	41		439,650,700	99.1	3,961,235	0.9	443,611,935	100
			79,342,586		386,266		79,728,852	
			(122.0)		(110.8)		(121.9)	
西部	40 41	40年度に比し増減 (同率%)	現年課税分		滞納繰越分		計	
			金額	構成比%	金額	構成比%	金額	構成比%
	40		784,457,268	97.6	4,426,379	2.1	800,883,647	100
	41		966,126,520	98.4	15,472,270	1.6	981,598,790	100
			181,669,252		△954,109		180,715,143	
			(123.2)		(94.2)		(122.5)	
合計	40 41	40年度に比し増減 (同率%)	現年課税分		滞納繰越分		計	
			金額	構成比%	金額	構成比%	金額	構成比%
	40		2,086,035,139	98.7	26,872,416	1.3	2,112,907,555	100
	41		2,538,981,459	98.5	39,391,534	1.5	2,578,372,993	100
			452,946,320		12,519,118		465,465,438	
			(121.7)		(146.5)		(122.0)	

(4) 徴収状況

各所別の徴収状況は次表のとおりで、前年度と比較して総額で468,868,215円(東部207,995,791円、中部80,514,291円、西部180,358,133円)増加し、増加率は22.6%となっている。

これが徴収については鋭意努力し、悪質滞納者に対しては国税徴収法を適用して滞納処分を行ない滞納整理に努めている。差押えによる収納額は、東部371件5,422,921円、中部148件1,106,821円、西部477件6,095,655円である。

各所別の徴収状況

所別	年度	40年度に比し増減 (同率%)	現年課税分		滞納繰越分		計	
			金額	構成比%	金額	構成比%	金額	構成比%
東部	40 41	40年度に比し増減 (同率%)	203,184,185	99.3	4,811,607	0.7	207,995,791	100
			(121.9)		(250.9)		(122.4)	
中部	40 41	40年度に比し増減 (同率%)	80,387,355	99.5	1,874,006	0.5	80,514,291	100
			(122.5)		(106.7)		(122.4)	
西部	40 41	40年度に比し増減 (同率%)	180,958,884	99.0	7,657,579	1.0	180,358,133	100
			(123.3)		(92.2)		(123.0)	
合計	40 41	40年度に比し増減 (同率%)	2,057,553,300	99.4	12,719,441	0.6	2,070,272,741	100
			(122.5)		(134.1)		(122.6)	

1 収納率の状況について

(7) 個人県民税を除く各税目別の課税額に対する納期内及び納期後の収納率は、次表のとおりで、納期内収納は54.3%で前年度に比し2.9%増加し、納期後収納は44.6%で前年度に比し0.6%減少し、総

額において前年度より0.3%増加している。

収 納 率 の 状 況

(単位 %)

区 分	納期前収納率			納期後収納率			計		
	東部	中部	西部	東部	中部	西部	東部	中部	西部
民 税	77.559.0	63.7	70.917.9	635.726.2	95.4	99.5	99.4	97.1	97.1
法 人 税	77.559.0	63.7	70.917.9	635.726.2	95.4	99.5	99.4	97.1	97.1
事 業 税	77.759.4	60.3	70.620.6	539.838.4	27.9	98.3	99.1	98.7	98.5
法 人 税	79.955.8	60.7	72.218.5	42.338.1	26.4	98.4	99.1	98.8	98.6
個 人 税	58.668.3	58.3	60.139.2	31.039.6	38.0	97.8	99.3	97.9	98.1
不 動 産 取 得 税	56.667.2	62.8	61.745.3	352.636.1	37.7	99.9	99.8	98.9	99.4
娯 楽 施 設 利 用 税	82.716.5	84.6	69.717.2	283.015.3	50.1	99.9	99.6	99.9	99.8
料 理 飲 食 等 税	69.654.6	54.5	59.030.3	345.143.0	39.9	99.9	99.7	97.5	98.9
自 動 車 税	50.454.8	52.3	52.149.6	44.245.9	46.9	100.0	99.0	98.2	99.0
鉸 区 税	78.970.6	53.8	68.412.7	12.3	7.7	11.0	91.6	88.0	61.5
狩 猟 免 許 税	—	57.5	75.0	50.0	—	62.5	25.0	50.0	—
固 定 資 産 税	—	—	100.0	100.0	—	—	—	—	—
軽 油 引 取 税	11.220.9	5.6	10.489.8	79.194.3	89.5	100.0	100.0	99.9	99.9
合 計	60.750.2	48.4	54.353.8	149.350.3	44.6	98.8	99.4	98.7	98.9
(参照) 昭和40年度	57.048.6	45.9	51.441.2	150.552.8	47.2	98.2	99.1	98.7	98.6

(1) 個人県民税の収納状況は、次表のとおりで、市町村から県税事務所に払い込まれる法定期日(翌月10日)までの納期前収納率は56.0%で関係者の努力と市町村の協力でより前年度の20.6%に比し35.4%と大幅に増加している。総額においては96.4%で、前年度の収納

率95.5%に比し0.9%とやや増加している。

個 人 県 民 税 収 納 状 況

(単位 円)

区 分	東 部				中 部				西 部				計	
	現年課税 滞納繰越 計 (A)	滞納繰越 計 (B)	滞納繰越 率 (C)	滞納繰越 率 (D)	現年課税 滞納繰越 計 (A)	滞納繰越 計 (B)	滞納繰越 率 (C)	滞納繰越 率 (D)	現年課税 滞納繰越 計 (A)	滞納繰越 計 (B)	滞納繰越 率 (C)	滞納繰越 率 (D)	現年課税 滞納繰越 計 (A)	滞納繰越 計 (B)
調 定 額	172,541,490	6,426,330	3.7%	3.7%	74,638,070	1,872,320	2.5%	2.5%	182,106,480	8,019,981	4.4%	4.4%	429,286,040	16,318,631
納 入 額	178,967,820	76,510,390	42.8%	42.8%	71,613,765	93,636	13.2%	13.2%	84,718,256	84,718,256	100.0%	100.0%	249,784,650	0
納 入 率	103.8%	119.1%	103.8%	103.8%	95.9%	103.8%	103.8%	103.8%	46.5%	103.8%	103.8%	103.8%	58.2%	0%
滞 納 額	—	—	—	—	3,024,305	1,061,930	1.4%	1.4%	97,388,224	—	—	—	173,064,933	7,004,439
滞 納 率	—	—	—	—	4.1%	1.4%	1.4%	5.4%	5.4%	—	—	—	40.4%	43.2%
滞 納 率 (A)	169,436,431	2,943,983	1.7%	1.7%	73,877,794	925,950	1.3%	1.3%	179,535,388	3,134,506	1.7%	1.7%	422,849,583	7,004,439
滞 納 率 (B)	172,380,414	74,803,744	43.4%	43.4%	74,803,744	182,669,884	25.7%	25.7%	182,669,884	429,884,022	23.5%	23.5%	429,884,022	96.4%
滞 納 率 (D)	96.3%	97.8%	97.8%	97.8%	96.1%	96.1%	96.1%	96.1%	96.1%	96.1%	96.1%	96.1%	96.4%	96.4%
不 納 欠 損 額	171,615	43,553	0.025%	0.025%	43,553	487,560	0.6%	0.6%	487,560	702,728	0.9%	0.9%	702,728	—
未 収 額	3,105,059	760,027	0.4%	0.4%	2,571,122	4,397,915	2.6%	2.6%	6,415,791	1,662,844	1.0%	1.0%	8,611,464	15,047,672
未 収 率	1.8%	1.2%	0.4%	0.4%	3.4%	5.2%	3.8%	3.8%	7.7%	1.9%	1.9%	1.9%	3.5%	16.1%

ウ 滞納繰越の整理状況について
 滞納繰越分の整理状況は、次表のとおり徴収率は43.3%で前年度の47.3%に比し4.0%減少している。

滞 納 繰 越 の 整 理 状 況

(単位 円)

所 別	滞納繰越額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収 入 率	
					41年度	40年度
東 部	19,958,029	7,999,462	284,594	11,673,973	40.1%	46.4%
中 部	3,961,235	2,000,944	110,873	1,849,418	50.5%	52.4%
西 部	15,472,270	7,056,828	917,462	7,497,980	45.6%	55.4%
計	39,391,534	17,057,234	1,312,929	21,021,371	43.3%	47.3%

エ 収入未済額の処理状況について

県税の収入未済額は、37,916,376円で前年に比し2,096,077円の減少となっており、このうち個人県民税は15,047,921円で全体の39.7%である。

直接県税事務所で取扱つたものは22,868,455円で、全体の60.3%を占めている。

収入未済額の処理状況は次表のとおりである。

収 入 未 済 額 の 処 理 状 況

(単位 円)

区 分	東 部				中 部				西 部				計	構成比	備考
	東	部	中	部	西	部	計	備	考						
財産差押額	145,990		420,590		1,996,657		2,555,237		6.8%						
換価猶予額	0		0		1,054,930		1,054,930		2.8%						

滞納処分停止額	205,240	253,131	823,684	1,282,055	3.5
徴収猶予額	9,857,040	348,000	1,399,415	11,584,455	31.7
徴収要求額	150	180,620	854,950	1,035,720	2.7
交付要額	0	42,560	44,700	87,260	—
滞納処分停止見込額	0	367,682	34,020	401,702	0.1
分納誓約額	58,800	0	2,337,775	2,396,575	6.3
整理未済額	802,400	288,981	1,371,140	2,462,521	6.4
小計	11,049,620	1,901,564	9,917,271	22,868,455	60.3
個人県民税額	6,415,791	1,663,093	6,969,037	15,047,921	39.7
合計	17,465,411	3,554,657	16,886,308	37,916,376	100.0

オ 調定収入の状況について

各県税事務所ごとの税目別調定収入の状況は次表のとおりである。

所 別 税 目 別 調 定 収 入 一 覧 表

(単位 円)

税 目	調定収入別	年度別	東 部				中 部				西 部				計
			東	部	中	部	西	部	計	備	考				
法人県民税	調定	40	55,788,590	10,795,580	31,502,170	98,086,340									
	増減	41	68,610,120	12,863,190	42,322,650	123,795,960									
収入	調定	40	12,821,550	2,057,610	10,820,480	25,709,620									
	増減	41	53,046,690	10,667,940	31,464,600	95,179,230									
		41	68,059,120	12,804,370	42,106,070	122,969,560									
		増減	15,012,450	2,136,450	10,641,470	27,790,330									

個人県民税		調定	40	155,550,620	66,422,657	155,653,743	377,607,020
		41	172,541,490	74,638,070	182,106,480	429,286,040	
収入		増減	40	151,876,754	65,233,200	152,026,474	369,136,428
		41	169,456,431	73,877,794	179,555,358	422,849,583	
法人事業税		調定	40	349,767,500	49,865,240	142,259,480	541,892,020
		41	399,688,360	58,771,400	195,203,260	653,663,020	
収入		増減	40	49,921,060	8,906,160	52,943,780	111,771,000
		41	57,417,370	9,257,950	50,998,733	117,674,053	
個人事業税		調定	40	41,102,260	15,412,070	32,761,630	89,275,960
		41	45,258,340	17,027,960	39,411,200	101,697,500	
収入		増減	40	4,156,080	1,615,890	6,649,570	12,421,540
		41	40,026,420	15,374,550	32,502,250	87,903,220	
不動産取得税		調定	40	34,519,280	23,580,860	48,486,560	106,586,700
		41	44,033,990	29,415,520	50,289,430	123,738,940	
収入		増減	40	5,151,910	1,574,740	6,453,900	13,180,550
		41	45,178,330	16,949,290	38,956,150	101,083,770	

娯楽施設 利用税		収入	40	34,519,280	23,528,840	46,299,830	104,347,950
		41	43,994,920	29,380,100	50,025,160	123,400,180	
料理飲食等 消費税		収入	40	98,380,930	99,306,002	137,877,342	335,564,274
		41	121,513,773	125,452,793	162,307,949	409,254,515	
自動車税		収入	40	67,458,225	57,391,880	68,195,025	173,045,130
		41	84,274,550	48,642,760	88,274,140	221,191,450	
娯楽施設 利用税		収入	40	6,401,439	3,761,461	14,457,400	24,614,200
		41	9,957,988	7,559,488	18,386,354	35,883,830	
料理飲食等 消費税		収入	40	98,357,295	98,923,970	136,230,843	333,512,108
		41	121,513,773	125,316,975	159,816,186	406,646,934	
自動車税		収入	40	67,446,045	57,172,773	67,615,801	172,234,619
		41	84,271,561	48,419,340	87,240,458	219,931,359	
娯楽施設 利用税		収入	40	3,556,549	3,798,027	3,928,954	11,263,530
		41	3,540,649	3,771,402	3,924,653	11,236,704	
料理飲食等 消費税		収入	40	98,357,295	98,923,970	136,230,843	333,512,108
		41	121,513,773	125,452,793	162,307,949	409,254,515	
自動車税		収入	40	67,458,225	57,391,880	68,195,025	173,045,130
		41	84,274,550	48,642,760	88,274,140	221,191,450	
娯楽施設 利用税		収入	40	6,401,439	3,761,461	14,457,400	24,614,200
		41	9,957,988	7,559,488	18,386,354	35,883,830	
料理飲食等 消費税		収入	40	98,380,930	99,306,002	137,877,342	335,564,274
		41	121,513,773	125,452,793	162,307,949	409,254,515	
自動車税		収入	40	67,446,045	57,172,773	67,615,801	172,234,619
		41	84,271,561	48,419,340	87,240,458	219,931,359	
娯楽施設 利用税		収入	40	3,556,549	3,798,027	3,928,954	11,263,530
		41	3,540,649	3,771,402	3,924,653	11,236,704	
料理飲食等 消費税		収入	40	98,357,295	98,923,970	136,230,843	333,512,108
		41	121,513,773	125,452,793	162,307,949	409,254,515	
自動車税		収入	40	67,458,225	57,391,880	68,195,025	173,045,130
		41	84,274,550	48,642,760	88,274,140	221,191,450	

税 区 税	調定		収入		増減		収入		増減		収入		増減	
	40	41	40	41	40	41	40	41	40	41	40	41	40	41
特別免許税	40	41	7,200	0	5,600	6,400	6,400	3,200	6,400	3,200	19,200	9,600	19,200	9,600
	増減		△ 7,200		800	△ 3,200	△ 9,600							
軽油引取税	40	41	130,584,543	185,751,738	52,382,314	168,746,957	152,599,008	315,565,865	130,584,543	52,382,314	132,599,008	315,565,865	130,584,543	52,382,314
	増減		-55,167,195	11,538,235	36,147,949	102,853,379								
固定資産税	40	41	130,584,543	185,751,738	52,382,314	168,746,957	152,599,008	315,565,865	130,584,543	52,382,314	132,599,008	315,565,865	130,584,543	52,382,314
	増減		-55,167,195	11,538,235	36,147,949	102,853,379								

滞納繰越分	収入		増減		収入		増減		収入		増減			
	40	41	40	41	40	41	40	41	40	41	40	41		
合計	40	41	948,140,825	365,883,083	800,883,647	2,112,907,555	1,155,162,268	445,611,935	981,598,790	2,578,572,993	205,021,443	79,728,852	180,715,143	465,465,438
	増減		207,995,791	80,514,291	180,358,133	468,868,215								

5 留意事項

(中部県税事務所)

(1) 法人事業税で、1年を経過した日後に修正申告書(更正決定を含む)が提出されたもので、詐偽、その他不正の行為(重加算金の徴されたもの)により事業税が免がれた法人に対する延滞金で、当該1年を経過した日から修正申告書を提出した日までの期間が、延滞金計算の基礎となる期間から控除されているものが見受けられた。地方税法第72

条の45の規定により、納期限の翌日から納付の日までの延滞金を徴収すべきである。

(西部県税事務所)

- (1) 不動産取得税の原始取得分で、市町村から通知を受けたものうちに(毎年3月末に1回)未調査となつてゐるものが散見された。早急に調査決定されたい。

- (2) 昭和三十九年法律第39号により、国税徴収法の一部が改正され、滞納処分費の範囲から「通知書、その他の書類の送達に要した費用」が除外されることとなつたにもかかわらず、昭和三十九年度に差押えを執行したもので、通知書の送達に要した費用が徴収されているものがあつた。留意されたい。

(各県税事務所共通事項)

- (1) 狩猟免許税及び入猟税については、県税条例により狩猟免許を受け、脱税防止の見地から狩猟免許証を交付する地方農林振興局で便宜上納税申告書を預り、後日これを一括取纏めて県税事務所へ回送、調定収入される仕組みとなつてゐるが、本人が納税申告書を提出してから県税へ回送されるまでに相当期間を経過してゐる。これが早期調定の方法について検討を要する。

なお免許証の交付と納税申告書の照合確認を励行するようにされた。

6 運営について

(各県税事務所共通)

納税率の向上については、各県税事務所とも納税思想の普及、納税貯

番組合の育成指導等自主納税の啓蒙に鋭意努力され昭和四十一年度における納税率は98.9%の高率となつてゐるが、納期内収納率は54.3%で、前年度より2.9%の増加となつてゐるとはいへ、なお充分とは言ひ難い。これが納期内納税の促進については、納税貯番組合の育成指導は勿論、振り替え納税制度の採用等について検討し、納期内自主納税の促進について善処されるよう望む。

- 1 監査実施箇所名 鳥取 保/健 所
- 2 監査執行年月日 昭和42年8月21日
- 3 監査執行者 監査委員 浜田庄三 中田玉平 伊藤武夫 同 同 河崎 巖

4 概 況

(1) 職員の配置状況

(昭和42年3月31日現在)

職名	種別												合計
	所長	課長	係長	主任	主事	技師	衛生技師	ソント技師	技師	技師	技師	技師	
定員	1	1	2	3	3	2	4	9	1	1	1	3	1
現員	1	1	2	3	3	2	4	9	1	1	1	3	1

職名	種別												合計
	所長	課長	係長	主任	主事	技師	衛生技師	ソント技師	技師	技師	技師	技師	
定員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
現員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

00811

(2) 予算の執行状況
ア 歳 入

科 目	予算令達受額 円	調 定 額 円	収入済額 円	収入未済額 円	摘 要
金 担 金 担	352,000	446,266	436,428	9,838	
負 担 料 料	3,270,000	3,849,925	3,849,925	0	
使 用 料 料	1,006,000	917,370	917,370	0	
手 数 料 料	188,000	189,209	189,209	0	
雑 入 料 料	0	1,080	1,080	0	
延滞金加算金 及び過 財産売却収入	0	3,275	3,275	0	
合 計	4,816,000	5,407,125	5,397,287	9,838	

イ 歳 出

科 目	予算令達受額 円	支 出 済 額 円	残 額 円	摘 要
総務管理費	751,520	751,520	0	
児童福祉費	52,000	51,966	34	
公衆衛生費	11,328,049	11,278,485	49,564	
環境衛生費	778,766	769,916	8,850	
保健衛生費	46,502,831	46,501,150	1,681	
保健薬費	175,000	163,792	11,208	
保健体育費	101,480	101,480	0	
土木管理費	11,600	11,600	0	
合 計	59,701,246	59,629,909	71,337	

ウ 収入証紙取扱額

科 目	件 数	収入となる額 円	備 考
衛生事業許可等各種手数料	16,132	5,093,443	

5 主な事務事業の実施状況

(1) 医療監視の状況

区分	施設数	新規開設 医監規 延件数	新規開設 構造設備 変更件 使用許可 の数の	処分件数	告発 件数	不備事項 の件数	備考
一斉調査	63	63	—	—	—	31	
随時調査	15	—	8	—	—	—	

(2) 薬事監視の状況

施設数	立施設	違反 見件数	違反及び不適 発見件数	処分 件数	始末 書の数	指導票 交付の数	注意 した数						
								新 規 許 可	現 在	入 行 検 査 等 数	見 無 許 可 品	無 許 可 品	不 正 表 示 品
14	25	353	66	21	2	1	1	1	1	1	16	4	

(3) 結核健康診断予防接種の状況

実施区分	対象 人員	受診 人員	受診率 %	BCG 間接種 人員	精密検 査延入 人員	被発見 人員	備考	
								定 期
一 般 住 民	45,880	26,355	57.4	4,048	2,669	22,739	2,907	361
学 校、事 業 所 等	69,724	50,591	72.5	56,888	7,616	47,601	3,410	604
計	115,604	76,946	66.6	60,936	10,285	70,340	6,317	965

定期 外	業 態 管 理 計	患者 家族 診 計	3,100 6,543 1,152 10,795	2,300 3,378 884 6,562	74.2 51.6 76.7 60.8	— 343 — 343	— 67 — 67	2,300 1,043 — 3,343	392 3,158 2,540 6,090	106 96 761 965	法に よら ない もの	— 19,363	—	859	63,19,191	3,028	295

(4) 結核登録患者の状況

前年度末 現在	本年 度 規 範 入 計	本年 度 中 新 規 入 計	本年 度 中 治 癒 計	本年 度 中 死 亡 計	本年 度 中 他 計	本年 度 末 在 現			
							2,183	269	28

(7) 試験検査実施の状況

細菌学的検査				臨床検査				水質検査				食品検査		その他	合計				
腸内細菌	結核菌培養	菌耐性	性病梅毒	淋菌とまつ	尿	尿	血液	上水の細菌検査	下水の細菌検査	その他	細菌学的検査	理化学的検査							
8,932	2,362	2,361	2	851	—	377	541	3,503	6,555	—	1,083	890	—	9	—	737	820	—	29,023

(注) 無料分も含む。

(5) 環境衛生監視指導の状況

施設 新設 廃業 現在 計	212	48	1,449	1,085	165	1,085	—	—
監視指導の調査回数	1,085	165	1,085	—	—	—	—	—

(6) 食品衛生監視指導の状況

施設 営業許可 継続 新規	641	488	222	4,662	911	12,774	883	6.9%	—	—	—	—
許可前調査延滞回数	911	12,774	883	6.9%	—	—	—	—				

(注) 許可を要しない施設も含む。

(8) と畜検査、狂犬病予防事業の実施状況

と畜検査頭数	狂 犬 病 予 防 事 業				摘 要
	登録頭数	予防注射頭数	抑留犬の処置	処分頭数	
6,061	(71) 2,694	(24) 4,852	捕獲引取頭数 1,034	返還頭数 139	895

(注) () 内がきは再交付、無償交付をしたもの。

5 留意事項

- (1) 負担金を納期限までに納入せず延滞金の徴収を要するものがあるが、これを徴収せず、また、免除規定を適用して免除する取扱いもしていない。やむをえない理由によるものであれば、免除申請書を徴して免除する等適切な事務処理をされたい。
- (2) 急性灰白髄炎予防対策として管内市町村に有償配布した生ワクチン代金の調定が遅れているものがあつた。配布後すみやかに調定収入するようにされたい。
- (3) 結核予防法に基づき定期の健康診断にあたり町村一般住民として取扱つているものうちに役場等の職員が含まれているものが見受けられた。南町村に交付する補助金にも関係するので混同することのないよう的確な事務処理をされたい。なお、集団検診連名簿の記録が不明確なことが前記混同する原因にもなつているので名簿の記録を明確にしておかれない。
- (4) 精神衛生費負担金過年度未収金9,838円については、困難な事情のようでもあるが、さらに収納促進に努力されたい。
- (5) 栄養指導車による巡回栄養改善指導にあつて雇い上げた指導助手

に賃金を支払つていたが、この支出何と業務日誌を照合してみると、実施した会場数に不適合となつていたものがあつた。的確な事務処理をされたい。

- (6) 新生児並びに妊産婦訪問指導助産婦に報償費を支出しているが、指導実績を記録した指導票が冴れて提出されるものがあり、また、指導票の内容をみると適期に訪問指導していないものがある。適期訪問指導について助産婦を指導するとともに指導票をすみやかに提出させて事業の成果は握に努められたい。

(7) 食中毒の予防週間行事として監視員を委嘱し、1日監視を実施していたが、業務報告による監視実施地区と一部異つた旅行依頼がなされていた。的確な事務処理をされたい。

(8) 冷蔵庫等の備品を随意契約により購入していたが、地方自治法施行令第167条の2第1項のいずれの項目によつて、随意契約に付したのか不詳である。随意契約に付した根拠を記録整備しておかれない。

(9) レントゲン自動車等の車検に伴なう諸修理のうちに、車検代行及び印紙代1件として2,400円を含めて修繕料で支出されていた。役務費(手数料)として支出すべきであるので、支出科目は厳に区分されたい。

(10) 予防員等に対し、白衣、作業スポンを購入して交付しているが、「被服の交付及び使用に関する規程」別表に示す職員の範囲外のため、これが交付及び使用の取扱が明確となつていない。これら職員分について前記規定に準じた取り扱いをして管理することが適当である。

- 1 監査実施箇所名 倉吉保健所
- 2 監査執行年月日 昭和42年8月22日

3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
 同 中田玉平
 同 伊藤武夫
 同 河崎巖

4 概況

(1) 職員の配置状況 (昭和42年3月31日現在)

区分	職名種類	所長		課長		係長		主任		主事		技師		ソート	
		長	技	長	技	長	技	長	技	長	技	長	技	長	技
定員	—	1	—	1	—	2	—	2	—	4	—	1	—	2	—
現員	—	1	—	1	—	2	—	2	—	4	—	1	—	3	—

職名種類	保健婦		主事補		技師		事務員		検査助手		合計
	長	技	長	技	長	技	長	技	長	技	
栄養士	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
衛生士	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
技師	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 予算の執行状況

科目	予算令達受領額		確定額		収入済額		収入未済額		摘要
	円	千円	円	千円	円	千円	円	千円	
負担金	256,000	—	377,155	—	377,155	—	—	—	
使用料	5,093,000	—	5,655,685	—	5,655,685	—	—	—	
手数料	1,290,000	—	1,278,990	—	1,278,990	—	—	—	
雑入	166,850	—	166,850	—	166,850	—	—	—	
延滞金加算料及び	0	—	410	—	410	—	—	—	

財産売却収入	0	2,000	2,000	0
合計	6,805,850	7,481,088	7,481,088	0

イ 歳出

科目	予算令達受領額	支出済額	残額	摘要
総務管理費	386,927	386,927	0	
選考費	14,740	14,740	0	
児童福祉費	68,190	68,172	18	
公衆衛生費	8,589,966	8,557,092	52,874	
環境衛生費	480,526	474,854	5,672	
保健所費	37,772,780	37,709,004	63,776	
医薬費	174,000	173,987	13	
土木管理費	10,360	10,360	0	
合計	47,497,489	47,375,136	122,353	

ウ 収入証紙取扱額

科目	目	件数	収入となる額	摘要
衛生事業許可等各種手数料		13,181	3,868,678	

5 主な事務事業の実施状況

(1) 医療監視の状況

区分	施設数	医療監視件数	新規開設施設設備の		処分件数	改善命令	不備事項の件数	備考
			変更件数	使用制限件数				
一斉調査	153	10	—	—	—	—	—	—
随時調査	—	89	4	6	—	—	—	—

(8) と畜検査 狂犬病予防事業の実施状況

と畜検査頭数	狂 犬 病 予 防 事 業				摘 要
	登録頭数	予防注射頭数	抑 留 犬 の 処 置	捕 獲 引 取 頭 数	
2,396	(45) 3,440	(24) 5,674	1,152	126	1,026

(注) (●) 内がきは再交付、無償交付したものである。

5 留意事項

- (1) 急性灰白髄炎予防対策として生ワクチンを春、秋の2回管内市町村に有償配布していたが、この代金の調定を昭和42年2月に行っていた。適期に調定収納するようにされたい。
- (2) 結核予防法に基づく定期の健康診断にあたり、町村一般住民として取扱っているものうちに農協等の職員が含まれている事例があった。鳥取保健所の5の(3)に述べたとおり、混同することのないよう的確な事務処理をされたい。
- (3) 健康相談の使用料及び手数料の収納にあたり、健康相談票と調定補助票の記録内容に不適合を生じているものがある。適時再照合する方法により不適合を生じないよう的確な事務処理をされたい。
- (4) 負担金を納期限までに納入せず延滞金の徴収を要するものがある。これが事務処理については鳥取保健所の5の(1)に述べたとおりである。
- (5) 栄養指導による巡回栄養改善指導にあたり雇い上げた指導手の賃金の支払いについては、鳥取保健所の5の(5)に述べたとおりである。留意されたい。
- (6) 新生児並びに妊娠婦訪問指導助産婦に対する報償費の支出状況をみ

ると下半期分は取りまとめ、出納整理期間中に支払っていた。また、提出された指導票の内容をみるとなかには訪問指導の時期からして40年度会計の支出と思われるものが散見された。予算の効率的かつ適正な執行に留意されたい。

(7) 時間肺活量測定装置ほかの備品を随意契約により購入していたが、鳥取保健所の5の(8)に述べたとおり事務処理に留意されたい。

(8) 予防員等に対し、白衣、作業ズボン等を購入し交付しているが、鳥取保健所の5の(10)に述べたとおり取り扱いに留意されたい。

- 1 監査実施箇所名 米子 保険 所
- 2 監査執行年月日 昭和42年8月23日
- 3 監査執行者 監査委員 浜 田 庄 二
- 4 概 況 同 中 田 玉 平

(1) 職員の配置状況

(昭和42年3月31日現在)

職名	所 長		課 長		係 長		主 任		主 事		業 務 師		衛生技師		レントゲン技師	
	種別	事 吏	事 吏	事 吏	事 吏	事 吏	事 吏	事 吏	事 吏	事 吏	技 吏	技 吏	技 吏	技 吏	技 吏	技 吏
定 員	1	1	2	2	4	1	2	11	1	7						
現 員	1	1	2	2	4	1	2	11	1	7						

栄養士	歯 科		保健婦		主事補		技 能 勞 務 員		合 計
	技 吏	技 吏	技 吏	技 吏	事 員	自 動 車 整 備	運 転 手	検 査 助 手	
1	1	1	14	14	4	4	1	1	57
1	1	1	14	14	4	4	1	1	57

(2) 予算の執行状況
ア 歳 入

科 目	予算令達受額	調 定 額	収入済額	収入未済額	摘 要
負担金	503,000	533,071	530,426	2,645	
使用料	4,347,000	5,445,738	5,445,738	0	
手数料	3,017,000	2,947,225	2,947,225	0	
雑 入	289,050	314,050	314,050	0	
合 計	8,156,050	9,240,084	9,237,439	2,645	

イ 歳 出

科 目	予算令達受額	支出済額	残 額	摘 要
総務管理費	546,250	546,250	0	
児童福祉費	52,000	52,000	0	
公衆衛生費	11,328,877	11,275,287	53,590	
環境衛生費	802,472	797,974	4,498	
保健所費	52,073,606	52,071,051	2,555	
保健業費	229,431	229,431	0	
保健体育費	98,120	98,120	0	
土木管理費	15,000	15,000	0	
合 計	65,145,756	65,085,113	60,643	

ウ 収入証紙取扱額

科 目	件 数	収入となる額	摘 要
衛生事業許可等各種手数料	46,137	9,770,654	

5 主な事務事業の実施状況

(1) 医療監視の状況

区 分	施設数	新規開設 に伴う 構造設備の 変更に伴う 使用許可の 件数	処方件数	告発 件数	不備事項 の件数	備考
一斉調査	313	53	—	—	45	
随時調査	—	—	17	—	—	

(2) 薬事監視の状況

施設 新設 廃止 規 則 許 可	現 在	立 施 入 行 入 行 検査 等数	違反及び不適発見件数										処方件数	許可 取消	始末書 の 数	指導票 交付の 数	注 意 した 数		
			違反等 発見施設 数	無届 許可品 業	無 許可品	不正 表示品	毒薬 渡薬 劇薬 の反 の逆	毒貯 蔵薬 陳列 の等	要品 の譲 渡	制限 品目 販売	構造 設備 の不 備	そ の 他						許 可	
16	36	452	190	29	—	—	1	—	—	2	—	—	3	2	—	24	—	—	—

(3) 結核健康診断予防接種の状況

実 施 区 分	対 象 員 数	受 診 員 数	受 診 率 %	B C G 接種 人員	間 接 接 種 人員	精密検 査 人 員	被 診 員 数	備 考	
									反 応 査 査 人員
定 期	一般住民 学校、事業所等	87,867 98,008	42,451 81,688	48.3 83.3	8,324 3,641	2,908 8,679	37,769 76,196	4,961 3,910	686 415
定 期 外	業 者 家 族 検 診 管 理 検 診	6,600 5,000	5,697 3,258	86.3 65.2	—	—	—	—	—
合 計	185,875	124,139	66.8	8,722	11,587	113,935	8,871	1,011	—

(4) 結核登録患者の状況

前年度末 現在	本年度中 新規 転入	計	本年度中抹消			本年度末 現在			
			死亡	治ゆ	転出 その他				
2,286	372	12	384	93	509	63	15	680	-1,990

(5) 環境衛生監視指導の状況

施設 新規開設	施設 廃業	現在	監視指導 計画施設 計回施設 数		許可 確認 前の 施設 数	監視指導 延施設 数	違反件数	備 考
			監視指導 計画施設 数	許可 確認 前の 施設 数				
236	53	1,790	2,410	256	790	—		

(6) 食品衛生監視指導の状況

施設 営業許可 継続新規	施設 廃業 現在	現在	許可前 調査指 導延回数		法定 回数	実施 回数	実施率 %	処 分 件 数			告発 指 摘 件 数	
			調査指 導延回数	法定 回数				営業計 可取消 命令	改善 命令	物品廃 棄命令		その他
841	436	279	4,460	1,302	15,559	949	-7.0	—	1	6	14	273

(注) 許可を要しない施設も含む。

(7) 試験検査実施の状況

腸内細菌	細菌学的検査			臨床検査						
	結核菌	培養 耐性	性 梅毒 りん病	その他	尿	尿	血 液			
16,990	2,720	1,357	397	8,639	21	3	5,517	8,149	8,044	—

上 水の 検査	下 水の 検査	その他	食品検査		その他	合 計		
			細菌学的 検査	理化学的 検査				
1,076	993	—	8	295	340	—	9	54,538

(注) 無料分も含む。

(8) と畜検査、狂犬病予防実施の状況

と畜検査頭数	狂 犬 病 予 防 事 業				摘 要
	登録頭数	予防注射 数	抑留犬の 処置 捕獲取引 数	返還頭数	
31,321	4,834 ⁽³²⁾	7,110 ⁽⁶⁾	1,037	129	906

(注) () 内がきは再交付、無償交付したもの。

5 留意事項

(1) 当所には米子電報電話局長と契約を締結して特殊簡易公衆電話を設置しており、約定によつてこの取扱費が県に支払われているが、これを正式に県歳入に収入してはいない。県歳入に収入することが適当と思われるので検討善処されたい。

(2) 保健所使用料及び手数料等の収入で、納期限内に納入されなければならないについての債権管理事務取扱規則に基づき事務処理について次の点留意されたい。

了 督促歳入金整理簿に延滞にかかる日数、金額が年度中途から記録されてはいない。整理すること。

1 延滞金の徴収を要するものがあるが、これを徴収させ、また、免除規定を適用して免除の取扱いもしていない。やむをえない理由によるものであれば免除申請書を徴して免除する等適切な事務処理をすること。

(3) 不用犬の焼却処分について、市内の業者と1頭当り100円の年間契約をしていたが、焼却処分740頭に対して230頭のみ支出し、残り516頭は未支払となっていた。かかる契約の締結にあたっては、事前に予算措置等を勘案し、契約の締結に万遍漏なきよう検討善処されたい。

(4) 栄養指導車による巡回栄養改善指導にあたって雇い上げた指導助手の賃金の支払については、鳥取保健所の5の(5)に述べたとおりである。事務処理に留意されたい。

(5) 新生児並びに妊産婦訪問助産婦に対し報償費を支出していたが、助産婦から提出された指導票の指導記録をみると適期に訪問指導がなされていないものがあり、また、新生児訪問指導においては、初回訪問月日からして約10ヶ月経過して報告されていたものがあつた。適期訪問指導について助産婦を指導するとともに指導票はすみやかに提出させて事業の成果は握に努められたい。

(6) 家族計画特別普及事業のため、受胎調節実地指導員に器具薬品を交付していたが、受領月日の明確でないものがあり、また、当保健所職員に交付されたもので受領印等のないものがある。なお、実地指導員から提出された指導票によつて、被指導者に対する器具、薬品の交付状況を見ると、なかには受領印のないもの、年度未多量に交付しているもの等が散見された。器具薬品の授受を明確にしておくとともに適時交付指導するよう実地指導員をさらに指導されたい。

(7) トヨペット自動車等の車検に伴なう諸修理代理の支出科目については、鳥取保健所の5の(9)に述べたとおりである。適正を期されたい。

(8) 予防員等に対し、白衣、作業ズボン等を購入して交付しているが、鳥取保健所の5の(10)に述べたとおりである。取り扱いに留意されたい。

- 1 監査執行箇所名 鳥取地方農林振興局
- 2 監査執行年月日 昭和42年8月29日
- 3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
同 伊藤武夫

4 概況

(1) 職員の配置状況

区分	事務吏員	技術吏員	事務員	技術員	技 術 能 力 員	計	臨時職員	合 計
定員						57		57
現員	11	(1) 32		(1) 3		(2) 59		(2) 67

注() 書は兼務者
(2) 予算の執行状況
ア 歳入

(一般会計)

科 目	予算令達受額	調 定 額	収入済額	収入未済額
農林水産業使用料	90,000 円	91,150 円	91,150 円	0 円

農林水産業手数料	1,306,673	3,031,317	3,031,317	0
財産売却収入	4,667	34,177	34,177	0
合計	1,401,340	3,156,644	3,156,644	0

1 歳 出

(一般会計)

科 目	予算令達受額	支出済額	残 額
総務管理費	1,123,707	1,123,707	0
農業管理費	133,014,342	133,013,342	1,000
畜産費	6,188,184	6,188,184	0
農地費	20,925,837	20,925,837	0
農業費	43,344,052	43,344,052	0
農林水産施設災害復旧費	17,689,433	17,689,433	0
合計	223,967,113	223,966,113	1,000

(特別会計)

科 目	予算令達受額	支出済額	残 額
1. 農業改良資金貸付事業費	74,000	74,000	0
農業改良資金貸付事業費	74,000	74,000	0
2. 農 業 費	12,909,807	12,909,807	0
職 員 費	1,187,667	1,187,667	0
造 林 費	4,421,980	4,421,980	0
保 育 費	7,300,160	7,300,160	0

ウ 収入証紙取扱額

農業手数料	263,069円
畜産業手数料	168,295円
林業手数料	603,200円
合計	1,034,564円

(3) 主な事務事業の実施状況
ア 補助事業関係

事業名	補助対象事業費	補助金額	備 考
農山漁村特別振興対策	10,814,000	5,742,000	(鳥取市) 農道680m、耕うん機、共同作業場等(岩美町) 耕うん機及びトラクター1台
農業構造改善(青)	42,398,330	23,003,000	農道3ヶ所5,407.5m、トラクター1台 共同防除施設、梨果所1棟等
(鳥取市)	4,285,000	2,142,000	たばこ乾燥施設3ヶ所3棟等
(福部村)	64,116,330	36,789,000	ほ場整備41.72ha、トラクター1台等
農業金融対策	10,436,438	10,436,438	(利子補給) 近代化資金9,852,288円 災害資金 584,150円
稲作改善対策	11,337,425	11,337,425	農業用機械の導入
トビイロソノカ除	15,832,872	2,137,080	管内全域 6,476ha
緊急防除	37,788,559	13,114,576	公有林 16,83ha 私有林 416.50ha
造林	6,986,000	3,842,300	開設1ヶ所 289m 改良2ヶ所延 80.6m
土地改良	16,664,000	5,458,000	水路345m、橋梁1ヶ所 単農農道7ヶ所延2.359m
開 入	3,668,350	1,650,630	上野開拓農協外1、12.55ha
耕地災害復旧	17,414,000	12,800,311	(39年災~41年災) 施設37ヶ所、農地11ヶ所

イ 工事関係

事業名	工事費	備	考
治山	円 39,523,495	復旧治山14ヶ所、予防治山6ヶ所、海岸砂地造成工3haの施工に要した事業費1,955千円に対し補助金390千円を交付しているが、前記事業費中には、集団果樹園造成費補助金交付要領に定められていない(補助対象外)設計委託料53千円と、工事設計書の工事雑費および諸経費額が通常適用される算出方法によらないため60千円相当額の過大設計となつているものが含まれており、従つて、113千円相当額の過大と認められる事業費に対し前記補助金(390千円)の交付決定を行なつてゐる。補助金交付申請書および設計書等の記載内容が同補助金交付要領の定め、および金額の算定に誤りがないかどうか等について十分審査し、適正な補助金の交付決定を行なうべきである。	
(特別会計) 造林	4,577,900	新植55.91ha、改植0.5ha	
保	6,703,400	改植、補植、下刈等552.57ha、巡視道2,500m等	
は 場 整 備	28,344,000	千代地区27.6ha	
開拓パイロット	41,000,000	(菅野地区) 道路5,209m、開かん14,06ha防風林1,23ha、土壌改良8,62ha	
開拓道路補修	12,930,000	岩倉線3,899m、滝山線2,477m	

ウ その他

農業近代化資金利子補給承認額 814件 155,760,000円
 農業改良資金貸付承認額 68件 12,839,000円
 農地等取得資金及び自作農維持資金通格認定額 209件 65,380,000円
 非補助土地改良事業融資の地区選定 68件 50,110,000円

5 留意事項

(1) 中山間地機械化実験集落設置事業(38年度～40年度実施)で、施設播種機3台、全自動脱穀機3台、刈取機3台の県有物品を物品貸付契約の締結により鹿野町長に貸し付けているが、該県有物品は、前記事業の実施期間(3ヶ年間)貸し付けられたもので、事業実施終了後の現在もなお中山間地機械化実験集落設置事業実施要領に基づき該物品を貸し付ける根拠はない。前記県有物品の貸し付けをさらに要するならば、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」第7条(物品の無償貸付又は減額貸付)を根拠とし、貸し付けることが適当である。

善処されたい。

- (2) 集団果樹園造成事業で、鳥取市中砂見地区に農道工265m、園地造成工3haの施工に要した事業費1,955千円に対し補助金390千円を交付しているが、前記事業費中には、集団果樹園造成費補助金交付要領に定められていない(補助対象外)設計委託料53千円と、工事設計書の工事雑費および諸経費額が通常適用される算出方法によらないため60千円相当額の過大設計となつているものが含まれており、従つて、113千円相当額の過大と認められる事業費に対し前記補助金(390千円)の交付決定を行なつてゐる。補助金交付申請書および設計書等の記載内容が同補助金交付要領の定め、および金額の算定に誤りがないかどうか等について十分審査し、適正な補助金の交付決定を行なうべきである。
- (3) 農業近代化資金利子補給事業で、昭和40年度承認を行なつた貸付金に係る検査の結果事業費不足により利子補給の一部を打切つたもの17件があるが、打切時期が昭和41年7月4日からのもの1件、昭和42年1月1日からのもの16件となつていて検査後の事務処理方法が明確でない。打切り時期を検討し予算の効率的執行に配慮されたい。
- (4) 桑園集団化事業で、鳥取市越路地内に造成した2.5haの事業費438,500円に対し、補助金144,600円を交付しているが、該事業の実施地区は昭和40年度小規模開拓パイロット事業として事業費14,280,000円で13.2haの開墾、土壌改良等を行なつた地区であり、桑園集団化事業で行なつた整地及び区画整理との区分が明らかでなく、土壌改良もパイロット事業で10a当りカル200kgを使用しており、集団化でもこれを上回る資材が投入されている状況である。補助事業が重複しないよう、

事業内容を十分検討し予算の効率的執行に一層留意されたい。

(6) 県行造林事業の昭和41年度までの実績は653.40haであるが、造林契約の締結されていないもの3件(16.56ha)、地上権の設定が行なわれていないもの4件(33.94ha)がある。これらの中には、売買等により既に新植当時の土地所有者が変つている等困難な問題が多く残されている。早期に解決を図り、財産の維持管理に遺憾のないようされたい。

(6) 木炭生産協業化促進事業で、炭がまの共同構築を行なつた事業費52,700円に対し補助金17,300円を神戸木炭生産者組合(組合員21名)に交付しているが、実際に事業を共同で行なつた者は3名であり、補助金交付申請書の内容と大きく相違している。該補助金の交付要綱の定めるところに従つて事務処理を一層厳正にし、補助金の効率的使用に留意されたい。

(7) しいたけ協業化促進事業で、国府町森林組合が乾燥機5台、チェーンソー1台の施設設置に要した事業費526,000円に対し補助金175,400円を交付しているが、「しいたけ栽培協業化促進事業補助金交付要綱」に定める「補助事業者の範囲」及び「交付対象要件」に該当しないと思われる者に補助金の交付決定を行なつてゐることは適当と認められない。補助金の交付申請書を補助金交付要綱等の定めを照し十分審査し、適正な交付決定を行なうべきである。

(8) 県営開拓パイロット事業で、国府町菅野地区に基幹工事(道路10,859m、開かん作業72.35ha、防風林5.54ha等)を昭和40年度より4か年計画で実施中であるが、この事業で造成される防風林5.54ha(昭和41年度実施1.23ha)の所属が明確でないので、事後に問題を残さない

よう立木の所属を明確にしておかれたい。

(9) 耕地災害復旧事業に係る設計金額で、本工事費、経費、機械損料等の各小計別に千円未満を切捨て計算しているものと、円まで計算し合計において千円未満を切捨て設計金額としているものがある。同一の設計書においても計算方法により千円以上の不突合を生ずる場合がある。この統一ある計算方法による事務の合理化に努められたい。

(10) 農道整備事業(単県)で、管内に7路線、延長2,360.8mの農道工の施工に要した事業費13,600千円に対し補助金4,080千円を5市町に交付しているが、土地改良事業補助金交付要綱で、「有効市員が3m以上のもの」とする「採択基準」の定めを達しない全市員3mの農道施工に対して補助金の交付の決定を行なつてゐる。補助金交付申請書および設計書の記載内容が同補助金交付要綱等の定めを照し適合しているかどうか十分審査し、かつ、「採択基準」等を厳守して適正な交付決定を行なうべきである。

1	監査実施箇所名	八頭地方農林振興局
2	監査執行年月日	昭和42年7月4日
3	監査執行者	監査委員 浜田庄二
		同 中田玉平
		同 河崎 敏
4	概 況	
	(1) 職員の配置状況	

区分	事務吏員	技術吏員	事務員	技術員	管 理 員	計	臨時職員	合 計
定員	10	(3)	3		8	69 (3)	13	69 (3)
現員	48					69 (3)		82 (3)

注 () 書は兼務者

(2) 予算の執行状況

了 歳 入
(一般会計)

科 目	予算令達受額 円	調 定 額 円	収入済額 円	収入未済額 円
農林水産業使用料	50,000	21,650	21,650	0
農林水産業手数料	620,000	502,335	502,335	0
財産貸付収入	48,000	48,000	48,000	0
財産売却収入	22,000	173,300	173,300	0
雑 入	0	12,720	12,720	0
合 計	740,000	784,137	784,137	0

(特別会計)

科 目	予算令達受額 円	調 定 額 円	収入済額 円	収入未済額 円
雑 入	0	4,320	4,320	0
合 計	0	4,320	4,320	0

了 歳 出
(一般会計)

科 目	予算令達受額 円	支 出 済 額 円	残 額 円
総務管理費	2,007,797	2,007,797	0
農業費	72,686,296	72,686,296	0
畜産費	5,382,813	5,382,813	0
農地費	18,519,260	18,519,260	0
林業費	89,114,717	89,114,717	0
災害復旧費	79,664,351	79,664,351	0
合 計	267,375,234	267,375,234	0

(特別会計)

科 目	予算令達受額 円	支 出 済 額 円	残 額 円
1. 農業改良資金貸付事業費	87,000	87,000	0
農業改良資金貸付事業費	87,000	87,000	0
2. 県営林事業費	15,970,657	15,970,657	0
職員業務費	1,082,334	1,082,334	0
造林事業費	2,709,350	2,709,350	0
保育事業費	12,108,973	12,108,973	0
公有林野分収造林事業費	70,000	70,000	0

ウ 収入証紙取扱額

農業手数料	75,656円
畜産手数料	103,208円
林業手数料	891,817円
合 計	1,070,681円

(3) 主な事務事業の実施状況

ア 補助事業関係

事業名	補助対象事業費	補助金額	備	考
農山漁村特別振興対策	5,252,550	2,695,000	(八東町外2町村) 農道2ヶ所延565m、耕うん機4台、たばこ乾燥施設2ヶ所、共同作業場内施設	
農業構造改善	5,292,000	2,804,000	(河原町) 防風垣1,000m、共同防除施設	
農業金融対策	13,448,225	13,448,225	(和子補給) 近代化資金8,722,361円 天災資金4,651,657円、近代化協力資金94,205円	
稲作改善対策	4,799,996	4,766,585	農業用機械の導入	
トビイロソウカ緊急防除	5,164,840	1,152,690	防除面積3,493ha	
肉用繁殖畜導入	10,786,500	1,540,000	智頭町農協100頭	
入植施設	2,918,960	2,038,000	電気導入	
林道	13,440,000	6,384,500	開設1,400m、改良2ヶ所延150m 単原林道2ヶ所755m	
造林	72,289,788	28,914,798	公有林28,97ha、私有林861.9ha	
林業構造改善	21,046,196	13,686,000	(若松町) 測量223.44ha、林道2ヶ所、チェーンソー11台、刈払機4台、トラクタ1台、乾燥室1棟等	
土地改良	12,600,000	3,780,000	単原農道5ヶ所延2,528m	
耕地災害復旧	91,110,000	72,776,900	(38年災~41年災) 施設14ヶ所、農地29ヶ所	
団体営開拓パイロット	12,510,000	6,880,000	開てん10.8ha、道路1,671m	

イ 工事関係

事業名	工事費	備	考
林道	81,000,000	智頭地区172m、船岡地区997m、八東地区1,576m	
治山	69,217,167	復旧治山25ヶ所、予防治山4ヶ所、地すべり防止1ヶ所、なたれ防止5ヶ所、保安林改良9ヶ所	
(特別会計) 造林	2,635,000	新植28,28ha	
(保) 育	11,317,600	補植、下刈等1,082.21ha、作業道1,975m等	

開拓地改良	2,630,000	若松町諸鹿地区、頭首工
土地改良	42,000,000	(農免道路) 佐治村1,695m、郡家町698.4m

ウ その他

農業近代化資金利子補給承認額	511件	108,658,000円
農業改良資金貸付承認額	68件	14,665,000円
農地等取得資金及び自作農維持資金通格認定額	145件	42,380,000円

非補助土地改良事業融資の地区選定 43件 15,090,000円

5 留意事項

(1) 土地改良事業費、賃金403,940円の支出済額中44,150円の支出は、対価支払の便宜上の理由をもつて委任を受けない雇用者以外の者に小切手を振り出しているが、地方自治法第232条の4に規定する「支出は、債権者のためでなければ、これを行うことができず」とする支出の方法の原則に反している。資金前渡による支払方法もあるのでこの支出方法は改めらるべき。

(2) 農山漁村振興特別対策事業で、八東町外2町村にたばこ乾燥施設、耕耘機共同作業場及び農道(事業費5,252,560円、補助金2,695,000円)を建設したが、補助金の割当内示に基づき指令前着手届により着工させていた。これは、補助金の割当内示を「鳥取県補助金等交付規則」第12条に定める補助金等の交付の内示と同一に考え処理したもので適当でない。規則の定めるところに従って事務処理の適正を期されたい。

(3) 桑園集団化事業で、八東町清徳に事業費435,300円に対し補助金144,600円を交付し桑園桑園2haを造成していたが、現地監査を行なったところ、施工地区は平均勾配35度の斜面で桑園内に設置した農

道巾員0.8m(補助基準3m)では肥料、桑の搬出入は困難と見受けられた。今後桑道の設置(所要経費約180,000円)を予定していると言いが、この地域に2haの集団化を認められた以上桑道設置に対しても園内農道と同様に当初の事業計画に入れ補助対象事業として取扱うことが適当と思われる。造成地区の決定に当たっては、過剰投資とならないよう事業主体を十分指導するとともに、実施要領に定める事業の採択基準については地域の実情に応じて勘察し得るよう検討されたい。

イ 本事業にかかる補助金(144,600円)は、補助事業の完了(S42.3.20)および実績報告書の提出(S42.3.20)後に概算払通知(S42.3.23)を行ない、昭和42年3月31日に概算払による交付をしている。この概算払いはなんらの実益も伴わぬので、補助事業完了後とくに実績報告書提出後はすみやかに補助金の額の確定の通知をし、精算払の交付手続きを行なうべきである。

(4) 治山事業で、若桜町吉川に事業費1,870,000円で施工した谷止工の工期(着手41.5.23完了41.9.19)を10月29日までの40日間延期の承認を行なっていた。延期の理由は、木材搬出用架線が工事現場上空を通過して布設されたため、工事用架線の布設ができず作業も危険な状態で進行しないことによるものであった。このことは、谷止工の施設の設置か所についてののみ土地使用承諾書を徴していたことにも一因があるので、このような場合には、予め広く関係地区の土地使用承諾を求めおき、事業の実施に支障のないように配慮することが望ましい。

(5) 木炭生産協業化促進事業で、炭がま8基を構築した事業費208,000円に対し補助金69,200円を4事業主体に交付しているが、炭がまの構築、

新炭林の伐採は協同で、製炭は個人で行なわれている。該補助事業は、炭がまの共同構築を行なうことによつて共同製炭への途を開こうとする協業化促進を図る事業であるので、補助金交付要綱の趣旨に沿つての指導に一層努められたい。

(6) 農道整備事業(単県)

ア 管内に5路線、延長2,526.2mの農道工の施行に要した事業費12,600千円に対し、補助金3,780千円を3町に交付しているが、該農道工は、土地改良事業補助金交付要綱で「有効市員が3m以上のもの」とする「採択基準」の定めには達しない全市員3mの農道施行に対して補助金の交付決定を行なっている。補助金交付申請書および設計書の記載内容が同補助金交付要綱等のために適合しているかどうか十分審査し、かつ、「採択基準」を厳守して適正な交付決定を行なうべきである。

イ 本事業の補助金交付申請にかかる設計書の作成に当り、既成品費の取扱い及び諸経費の算出方法が設計書により区々である。ちなみに、佐治村加瀬木地区に施行した農道工の設計書の諸経費は所定の額より過大となつている。適正な補助事業費および補助金の額の決定に関連するので、補助事業者に対し統一ある設計方法の指導を図るとともに適格な審査を行なわれたい。

(7) 開拓パイロット事業で、用瀬町成美地区に農道工1,804.0m、農地造成工11.0ha等の施行に要した事業費12,510千円に対し補助金6,880千円を用瀬町に交付しているが、この事業の工事は県経済連に委託施行させており、県経済連が工事の委託施工する場合の一般経費率は5%で算出することになつているのに、該設計書はこれを一般の建設業者

の請負の場合と同様の一般経費率(22.5%)としているため諸経費額992千円相当額の過大設計額となっている。ちなみに、県経済連が他の地区に委託施工している工事設計の一般経費率は5%となつている事例は、徴しても特に本事業に前記一般経費率を適用することは著しく不当を欠くことと思われるので、「補助金等適正化法」第17条および「鳥取県補助金等交付規則」第20条の規定に抵触しないよう設計書の審査は厳格を期し、適正な補助金の交付決定を行なうようにされたい。

- 1 監査実施箇所名 倉吉地方農林振興局
 - 2 監査執行年月日 昭和42年7月25日
 - 3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
向 中田玉平
同 河崎 巖
 - 4 概 況
- (1) 職員の配置状況

区分	事務吏員	技術吏員	事務員	技師員	技 術 員	計	臨時職員	合 計
定員	13	(2)	1	4	4	79	(2)	79
現員		60				82	12	(2) 94

注() 書は兼務者
 (2) 予算の執行状況
 了 歳 入
 (一般会計)

科 目	予算令達受額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額
農林水産業使用料	250,000	142,100	142,100	0
農林水産業手数料	5,474,000	5,982,731	5,982,731	0
財産売払収入	667	58,670	58,670	0
雑 入	0	157,520	157,520	0
合 計	5,724,667	6,341,021	6,341,021	0

1 歳 出
 (一般会計)

科 目	予算令達受額	支 出 済 額	残 額
総務管理費	889,925	889,925	0
農産費	216,314,012	216,314,012	0
畜産費	12,877,860	12,877,860	0
農地業費	100,855,473	100,855,473	0
林業費	80,254,074	80,254,074	0
災害復旧費	50,982,582	50,982,582	0
合 計	462,185,926	462,185,926	0

(特別会計)

科 目	予算令達受額	支 出 済 額	残 額
1. 農業改良資金貸付事業費	82,000	82,000	0
農業改良資金貸付事業費	82,000	82,000	0
2. 県営林事業費	14,060,709	14,060,709	0
林事業費	1,202,242	1,202,242	0
林育事業費	3,256,104	3,256,104	0
林業事業費	9,622,363	9,622,363	0

収入証紙取扱額

農業手数料	1,618,726円
畜産業手数料	426,121円
林業手数料	974,847円
合計	3,019,694円

(3) 主な事務事業の実施状況
ア 補助事業関係

事業名	補助対象事業費	補助金額	備	考
振興山村農林漁業特別開発	4,780,018	2,314,000	小河内利用組合外13組合 —20台	トラクタ
農業構造改善(倉吉市)	9,003,000	4,551,000	集団桑園造成0.88ha、壮蚕共同飼育所4棟、雑蚕共同飼育所2棟	
(羽合町)	48,418,000	28,481,000	たばこ乾燥施設7ヶ所42棟、ほ場整備0.5ha、掘池計画135.6ha	
(三朝町)	12,784,053	8,271,000	ワサビ田造成0.3ha、集団栗園造成6ha、壮蚕共同飼育所3棟	
(関金町)	46,957,008	26,447,000	一般農道2ヶ所延1,610.8m、壮蚕共同飼育所1棟、梨採果場1棟	
(北条町)	30,064,000	21,008,000	交換分合70ha、ほ場整備37.5ha	
(赤碓町)	9,858,000	5,879,000	梨園造成5.6ha、一般農道273m、梨園共同防除施設1ヶ所、スビートスプレーヤー1台	
農業金融対策	19,843,128	19,843,128	(利子補給) 近代化資金15,543,924円 天災資金4,299,204円	
高度集団栽培推進	5,854,000	2,927,000	北条町52ha、大栄町21ha	
稲作改善対策	12,268,265	12,135,167	農業用機械の導入	
桑園集団化	5,174,604	1,590,600	11集団 22ha	
林業構造改善(関金町)	17,186,540	10,977,200	林道3ヶ所延2,990m、素材生産施設、造林施設、樹苗生産施設、ワサビ田造成等	
(三朝町)	26,292,150	17,067,191	入合林道近代化842ha、国有林の活用50ha林道6ヶ所延4860m、造林樹苗生産施設等	

造	林	道	林	道	土地改良
45,098,029	18,038,194	15,496,000	8,522,800	50,404,000	113,481,000
公有林35.9ha、私有林586.71ha	林道開設1ヶ所延1,550m、中員4m 林道改良2ヶ所延114m	林道開設1ヶ所延1,550m、中員4m 林道改良2ヶ所延114m	(39年災~41年災) 農地11ヶ所、施設90ヶ所	ほ場整備2ヶ所延93.6ha、農道整備3ヶ所、区画整理109.1ha、単具農道3ヶ所等	59,106,400

イ 工事関係

事業名	工事費	備	考
林道	23,085,000	開設(農免) 延長1,094m、中員4m	
治山	45,670,667	復旧治山16ヶ所、海岸砂地造林3ヶ所、保安林改良1ヶ所	
(特別会計) 林道	3,204,100	新植35,92ha、改植4,16ha	
() 育保	9,199,900	補植、改植、下刈等826.46ha、巡視道1,700m等	
かんがい排水	44,497,000	天神野地区用水路1,461.52m、羽合浜地区用水路1,490.67m、貯水槽及び調整池各1ヶ所、揚水機舎1棟等	
ほ場整備	84,850,000	(倉吉市) 区画整理2ヶ所36.9ha、暗渠排水(大栄町) 区画整理17.2ha	
農道整備	45,122,000	(農免) 羽合、東郷地区 428.8m 東伯地区 2,370m	
老朽ため池補強	9,618,000	仙隠地区	グラウト工事、斜樋、底樋工事

ウ その他

農業近代化資金利子補給承認額	1,300件	298,116,000円
農業改良資金貸付承認額	150件	28,206,000円
農地等取得資金及び自作農維持資金適格認定額	243件	75,825,000円
非補助土地改良事業融資の地区選定	58件	42,940,000円
留意事項	5	

(1) 山村振興林道事業補助金の返還(64,900円)を命じたが納期限(昭和41年9月26日)までに返還されなかつたため、発行日までの延滞金(10円未満切捨)を記載し納期限後の翌日から10日目ごとに督促状を発行していた。しかしながら延滞金は、返還金納付の日までに発行された督促状記載の金額の合計額をもつて調定収入しているため40円の徴収不足となつてゐる。延滞金の計算は延滞日数が確定した後で計算し納入通知をすべきであるので、「鳥取県補助金等交付規則」第24条により適正に処理されたい。

(2) 農業近代化資金利子補給事業で、昭和40年度に承認を行なつた貸付金に係る検査の結果、目的外に使用しているもの、旧債整理に充当しているもの等について利子補給金を打切つたもの、(昭和42年1月1日以降)全額繰上償還を命じたものが相当件数ある。資金の使途についての調査を早期に行なうよう努めるとともに、利子補給金の打切時期についても検討し予算の効率的執行に配慮されたい。

(3) 桑園集団化事業で、11地区22haの集団化を実施していたが、該事業で設置した農道の中には既設の部落道を改良したものがあつた。「桑園集団化事業実施要領」の3に定める農道は桑園桑園内に設置することになつており、既設の農道はこれに該当しないものと思料されるので、その取扱いをさらに検討し適切な事務処理をされたい。

(4) 前記事業で、関金町鴨ヶ丘開拓地に集団化した2ha(事業費455,200円、補助金144,600円)の現地監査を行なつたところ、実施の時期からみて昭和41年度事業として補助することに疑義のあるものがあつた。現地調査の厳正を期し、予算執行に遺憾のないようされたい。

(5) 小規模草地改良事業で三朝町中津地区に施行した5haの草地改良は、

技術的便宜の都合上三朝町が間接補助事業者となつてゐる。本事業の補助目的、補助対象からみて、間接補助事業によつて生ずる利益ならびに権利、責務等何等町に帰属するものがないので、本事業の場合は、むしろ補助事業を実施しようとする者から町が仕事の委託を受けて実施するのが適当である。検討善処されたい。

(6) 稲種子消毒推進事業にかかる補助金は、稲種子消毒推進事業費補助金交付要領によつて補助対象経費は、「稲種子消毒農業購入に要する経費」に対し、市町村が $\frac{2}{3}$ 以上の補助または負担を行なう場合」にその補助または負担に対して $\frac{1}{2}$ 以内の補助金を交付する定めとなつてゐるのに、東伯町の補助金交付申請書(収支予算)ならびに実績報告書(同)によると、稲種子消毒農業購入に要した事業費は47,869円でその $\frac{1}{2}$ 額31,912円に満たない町負担の19,888円に対し、その $\frac{1}{2}$ 額の補助金9,944円を町に交付してゐた。補助金交付申請書の記載内容が同補助金交付要領の定め適合しているかどうか十分審査し、かつ補助対象基準を厳守して適正な交付決定を行なうべきである。

(7) 農道整備事業(単具)

ア 東伯町大杉地区に延長372mの農道施行に要した事業費2,600千円に対し補助金780千円を東伯町に交付しているが、この農道は、土地改良事業補助金交付要綱で「有効巾員が3m以上のもの」とする「採択基準」の定め達しない全巾員3mの農道施行に対し補助金の交付決定を行なつてゐる。補助金交付申請書および設計書の記載内容が同補助金交付要綱等の定め適合しているかどうか十分審査し、かつ、「採択基準」等を厳守して適正な交付決定を行なうべきである。

4 関金町明高地区、大鳥居地区に農道工765.5mの施行に要した事業費5,400千円に対し補助金1,620千円を関金町に交付しているが、前記事業費中設計書の工事雑費は所定算出額より18千円相当額（2地区）の算定過大となつている。設計書の審査は、金額の算定に誤りがないかどうか等についてさらに厳格を期されたい。

ウ 関金町明高に施工した単県農道670m（事業費3,400千円、補助金1,020千円）及び同町大鳥居に施工した単県農道295.5m（事業費2,000千円、補助金600千円）の現地監査を行なつたところ、明高については、素掘側溝の流末処理が不完全なもの等により法面が崩潰しているもの2か所、側溝が洗掘されて石積工が崩潰する危険のあるか所があつた。大鳥居については、終点近くの側溝約60mの外側を法切施工としたか所に個人が練石積を施工したため、その重圧により側壁が内側に傾斜し崩潰の危険を予想されるところがあつた。工事監督を一層厳にし、危険か所については早期に適切な措置を講じるよう事業主体を指導されたい。

(8) 耕地災害復旧工事で、施越工事の承認を必要とするもので、その手続が執られていないもの、また施越承認を行なつたもので該工事の契約が翌年度となつているものがあつた。事業主体を指導し事務処理を適正にされたい。

- 1 監査実施箇所名 米子地方農林振興局
- 2 監査執行年月日 昭和42年7月11日
- 3 監査執行者 監査委員 浜田庄二

4 概況

同 中 田 玉 平

(1) 職員の配置状況

区分	事務吏員	技術吏員	事務員	技術員	技 能 労 務 員	計	臨時職員	合 計
定員						71		71
現員	7	(2) 51	5	3	5	(2) 71	9	(2) 80

注 () 書は兼務者

(2) 予算の執行状況

ア 歳入
(一般会計)

科 目	予算令達受額	調 定 額	収入済額	収 入 未 済 額
林水産業使用料	43,000	360,057	360,057	0
農林水産業手数料	8,145,000	4,484,545	4,484,545	0
財産売払収入	2,000	37,900	37,900	0
合 計	8,575,000	4,882,502	4,882,502	0

イ 歳出

(一般会計)

科 目	予算令達受額	支 出 済 額	残 額
林水産業使用料	1,918,718	1,918,718	0
農林水産業手数料	354,682,089	354,682,089	0
農林水産業手数料	16,453,001	16,453,001	0
農林水産業手数料	78,573,718	78,573,718	0
農林水産業手数料	24,069,208	24,069,208	0
農林水産業手数料	112,000	112,000	0
農林水産業手数料	71,516,317	71,516,317	0
合 計	428,475,844	428,475,844	0

(特別会計)

科 目	予算合達受額	支出済額	残 額
1. 農業改良資金貸付事業費	112,500	112,500	0
農業改良資金貸付事業費	112,500	112,500	0
2. 県営林事業費	12,834,359	12,834,359	0
職員事業費	1,306,003	1,306,003	0
造林事業費	3,775,317	3,775,317	0
保育事業費	7,753,039	7,753,039	0

ウ 収入証紙取扱額

農業数手料	242,957円
畜産業手料	569,293円
林業手料	686,006円
水産業手料	106,138円
合 計	1,604,394円

(3) 主な事務事業の実施状況

ア 補助事業関係

事業名	補助対象事業費	補助金額	備 考
農業構造改善 (四百町)	92,911,000	61,417,000	農道橋67.4m、用排水路250m、ほ場整備49.92ha等
”(名和町)	14,289,000	8,379,000	飼料畑造成52ha、一般農道1.250m、トラクタ等5台
”(中山町)	56,559,000	30,677,000	一般農道1,675.5m、梨撰果場1棟
”(大山町)	29,644,000	15,418,000	一般農道525m、たばこ育苗施設2棟
農業金融対策	27,525,934	27,525,934	(利子補給) 近代化資金20,889,255円、近代化協力資金200,745円、天災資金6,432,205円等

稲作改善対策 11,882,692 11,174,779 農業用機械の導入 米子市豊協外14農協

トビイロソ 7,715,016 1,518,000 米子市外9町村4,600ha

農協合併 3,113,517 1,113,942 管農指導員設置5農協750,000円、合併組合育成利子補給3農協353,942円

緊急飼料増産 7,934,030 3,697,000 庄田農事組合外7団体193.01ha

肉牛繁殖家畜導入 12,000,900 1,540,000 岸木町農協100頭

開こん及び開拓 47,588,393 24,614,400 婦人ホーム1棟開こん129.84ha、土壌改良158ha、總下トラクタ等5台等

造林 12,712,432 5,084,659 公有林15.87ha、私有林193.48ha

土地改良 34,428,000 13,732,000 水路2地区2,753.4m、農道橋1ヶ所、区画整理191.9ha、単農農道4ヶ所延2,120m

老朽ため池 5,824,000 4,428,000 淀江町福岡

耕地災害復旧 78,789,000 62,652,330 (38年災~41年災) 農地6ヶ所、施設132ヶ所、開連2ヶ所

イ 工事関係

事業名	工事費	備 考
治山	33,707,690	復旧治山7ヶ所、予防治山3ヶ所、なだれ防止2ヶ所、保安林改良3ヶ所、単農治山施設災害復旧1ヶ所
(特別会計) 造林	3,746,900	新植44.15ha
”() 育苗	7,447,600	下刈、補植等589.68ha、作業道1,202m、標柱239本等
土地改良	103,972,400	(貸取地地区) 頭首工、幹線水路797m (春日地区) 農免道路1,916m
農地防災受託	6,114,000	老朽ため池

ウ その他

農業近代化資金利子補給承認額	1,429件	326,540,000円
農地等取得資金及び自作農維持資金通格認定額	201件	67,300,000円
非補助土地改良事業融資の地区選定	22件	14,520,000円

農業改良資金貸付承認額 140件 27,206,000円
留意事項

(1) 農業近代化資金利子補給事業で、昭和40年度に利子補給承認を行なったもの1,277件274,553,000円あるが、貸付金の使途について検査を行なったものは、米子市農業協同組合外9組合の29件にとどまっている。検査の結果は、借入申込前に事業を実施しているもの、繰上償還のあったものが契約上の償還日となつていて、旧債整理に充当しているもの等改善を要する指適事例が多い。当初の検査を励行するとともに繰上償還を必要とするものについては速かにその措置をとるようになされた。

(2) 桑園集団化事業で、4事業主体が実施した8集団(1集団2ha)16haの事業費3,624,755円に対し補助金1,156,800円を交付していたが、事業主体によつては、事業費の中に工事雑費、宮繕粗料を計上しているもの、これらの経費を除外しているものがある。統一した見解の下に、補助対象とする事業費の算出方法を明確にし、補助金交付の適正を期されたい。

(3) 畑作経営改善モデル集落設置事業にかかる補助金交付申請書は昭和42年2月11日に提出され、同交付決定通知書は同年3月15日に交付されているため、該補助事業(農道工、整地工)の工期は積雪による工事施行困難な期間となつていて、補助事業の円滑な遂行を計るため、これらの手続きを早期に行なうよう配慮されたい。

(4) 保安林改良事業で西伯郡西伯町大字東上地内に事業費350,000円で階段工257m、栽植1.67haを実施しているが、この施行地は昭和29年度から50年度において県行造林契約を締結し(地上権が設定されている)

10haの植栽を行なった地区である。「鳥取県治山事業施行規程」第5条では、治山事業の施行により施設された工作物及び植栽木等は地上権者に帰属することになつていて、従来分収に当つてその権利について問題の発生することも考えられる。県行造林契約書の中から治山事業によつて施行された地域を除く等について十分検討し、適切に事前処置をしておくよう望む。

(5) 補助造林事業で、公有造林15.87ha(伯仙町4ha、西伯町11.87ha)の事業費1,296,051円に対し補助金518,448円を交付していたが、この事業に要した実行経費は1,097,827円であるのに、これを198,224円上廻る事業費として補助金を交付していた。補助金の効率的な執行を期するため、事務の適正化に努められたい。

(6) 米子市砥園地内に施工した小規模治山事業積工273.4m²、水路14m(事業費575,000円、補助金250,000円)及び米子市古市地内に施行した単県農道885m(事業費2,000,000円、補助金600,000円)の現地監査を行なったところ、治山事業については、上部積工から法面では水路の連結が十分でないため流水が法面に飛散し、降雨時には流水が施行箇所を流れて崩潰の危険に至るものと認められた。また、単県農道については、降雨による増水のため一方の法面が全般にわたり崩潰しており、排水施設が十分でないように見受けられた。何れも事後の管理に十分な注意を払い、遺憾のないよう措置されたい。

(7) 農道整備事業(単県)
ア 管内に4路線、延長2,117.5mの農道施行に要した事業費8,300千円に対し補助金2,490千円を4市町に交付しているが、該農道工は土地改良事業補助金交付要綱で「有効市員が3m以上のもの」とする

「採択基準」の定めに達しない全中員3mの農道施行に対して補助金の交付決定を行なっている。補助金交付申請書および設計書の記載内容が同補助金交付要綱等の定め適合しているかどうか十分審査し、かつ、「採択基準」を厳守し適正な交付決定を行なうべきである。

1 本事業にかかる補助金2,490千円を昭和42年3月30日に概算払しているが、工事完了検査(S42.3.15~S42.3.23)後に概算払することの必要性も実益もないので、このような場合は、早期に補助金の額の確定通知を行ない精算法による補助金の交付手続きをとるべきである。
 2 西伯町常清地区に施行した農道工388mに要した事業費1,500千円に対し補助金450千円を西伯町に交付しているが、該設計書の工事雑費は所定比率より高く9千円相当額が過大設計となつていている。設計書の審査に厳正を期されたい。

1	監査実施箇所名	日野地方農林振興局
2	監査執行年月日	昭和42年6月13日
3	監査執行者	監査委員 浜田庄二 同 中田玉平 同 伊藤武夫 同 河崎 敏
4	概況	

(1) 職員の配置状況

区分	事務吏員	技術吏員	事務員	技術員	技 能 労務員	計	臨時職員	合計
定員	1					55		55
現員	6	(2)	3	1	7	(2) 55	12	(2) 65

注() 書は兼務者
 (2) 予算の執行状況
 7 歳 入

(一般会計)

科 目	予算令達受額	調 定 額	収入済額	収 入 未 済 額
農林水産業使用料	220,833	220,833	220,833	0
農林水産業手数料	137,990	137,990	137,990	0
財産売却収入	98,050	98,050	98,050	0
財産貸付収入	121,187	121,187	121,187	0
雑 入	400	400	400	0
合 計	440,470	440,470	440,470	0

イ 歳 出

(一般会計)

科 目	予算令達受額	支出済額	残 額
総務	1,935,550	1,935,550	0
農 産	50,328,957	50,328,957	0
管 業	13,578,725	13,578,725	0
理 業	9,606,436	9,606,436	0
費 費	80,750,166	80,750,166	0
費 費	55,000	55,000	0
費 費	46,956,981	46,956,981	0
費 費	203,011,815	203,011,815	0
農林水産施設災害復旧計			
農林水産施設災害復旧計			

科 目	予算令達受額	支、出 済 額	残 額
畜 産 業 費	489,966 円	489,966 円	0 円

(特別会計)

科 目	予算令達受額	支 出 済 額	残 額
1. 農業改良資金貸付事業費	69,000 円	69,000 円	0 円
農業改良資金貸付事業費	69,000	69,000	0
2. 県営林事業費	10,915,410	10,915,410	0
職 員 費	1,029,085	1,029,085	0
造 林 事 業 費	727,022	727,022	0
保 育 事 業 費	9,159,303	9,159,303	0

ウ 収入証紙取扱額

農 業 手 数 料	47,401円
畜 産 業 手 数 料	216,795円
林 業 手 数 料	822,711円
合 計	1,086,907円

(3) 主な事務事業の実施状況
ア 補助事業関係

事 業 名	補助対象事業費 円	補 助 額 円	備 考
農業金融対策	5,547,135 円	5,547,135 円	(利子補給) 天災資金 457,687円 近代化協力資金19,993円、近代化資金5,089,455円
稲作改善対策	5,039,048 円	5,039,048 円	農業用機械の導入(日南町外3町)

肉用牛繁殖育成センター設置	2,760,000	1,840,000	(江府町) 畜舎兼乾燥舎3棟、牛衝器1台、糞別40㎡分
繁殖乗畜購入	13,000,000	1,540,000	(日南町) 100頭
林業構造改善	43,002,617	28,263,700	(日野町・日南町) 林道9路線7,666㎡、索道用払機、チェーンソー、乾燥機、倉庫等の購入設置
林道災害復旧	16,003,627	15,408,122	近江畑線延長955m 巾員3.5m
造 林	53,509,310	21,402,972	公有林16,7ha、私有林888.63ha
耕地災害復旧	28,342,000	23,488,063	(38年災~41年災) 農地13ヶ所、施設75ヶ所
土地改良	14,910,000	4,774,000	農道橋1ヶ所、単県農道4ヶ所延長, 0089m

イ 工事関係

事 業 名	工 事 費 円	備 考
治 山	42,572,712 円	復旧治山12ヶ所、予防治山1ヶ所、保安林改良6ヶ所
(特別会計) 林 道	696,000	新植10ha
(保 育)	8,507,587	下刈、改植、補植等618.75m、標柱建設103本
林 道	17,000,000	才木谷線(開設) 延長200m 巾員4m
土 地 改 良	16,700,000	農免道路(溝口地区) 延長943m
大規模草地改良	19,591,000	草地44ha、道路3,014m (線越分含む)

ウ その他

農業近代化資金利子補給承認額	716件	115,454,000円
農業改良資金貸付承認額	54件	6,488,000円
農地等取得資金及び自作農維持資金適格認定額	112件	40,740,000円
非補助土地改良事業融資の地区選定	14件	11,170,000円
5 留意事項		

(1) 農業委員会等補助金1,319,700円を日南町外3町に交付していたが、県の割当内示額を事務的に処理することとまわっている。補助金の交付決定に当たってはさらに算出基礎等を十分に検討し、適正な事務処理をするように努められたい。

(2) 天災資金利子補給補助金の交付に関し、補助金の交付要綱及び事務取扱手続には「地方農林振興局長は、補助金等の交付の申請があつたとき、規則第6条の規定により交付決定するものとする」と定められているにもかかわらず、これとは別に補助金の交付の決定は、申請書提出後に仮実績報告書の提出を求め、これに基づいて交付決定を行なうよう指示されており、また局における実際の交付決定は仮実績報告書の提出前に行なわれている等事務処理に無理を生じている。後に徴する実績報告書と重複する点もあるので、事務の実態に応じ事務処理の簡素化について検討されたい。

(3) 農山漁村振興特別対策事業で、日南町に事業費1,143,000円（補助金571,000円）で農道289mを開設する補助事業が行なわれたが、予定期間内に工事が完了しないため補助事業者から提出された工期の延期願には、業者から提出のあつた延期願（95日間）に対し承認を行なつたものが添付されていた。補助事業が予定の期間内に完了しない場合は、「鳥取県補助金等交付規則」第17条による報告を振興局長に行なわせ、補助事業者はその指示に従つて業者から提出された延期願に対し措置するよう事務処理の適正を期されたい。

(4) 集団果樹園造成事業について
裏大山果実生産組合が江府町御机地区、宮内地区に施行したくり園造成7ha、管理農道368mの事業費1,650千円に対し補助金330千円

を交付していたが、この事業の割当は昭和41年6月23日に通知され、補助金交付申請書は同年11月5日、補助金交付決定通知書は同年11月7日、事業の施行期間は昭和41年12月10日から昭和42年3月25日までとなつていて施工には最悪の時期であつた。工事は人力が主で、延112.5m²の伐開、原野打ち起しおよび管理農道工368.0mの事業量をこのような時期においてこなすのははなはだ困難のことで、昭和42年3月9日（検査日）現在の進捗率は50%であつた。補助事業の実施に当たっては、受け入れ体制を早期に決定することは勿論、季節的条件と事業量及び施行能力とを十分勘案して補助金交付申請書の提出および交付決定を早期に行ない、円滑な補助事業の遂行を図るよう格段の配慮をされたい。

1 検査調書（完成検査日S.42.3.28）によれば、上記補助事業の経費のうち補助金以外の負担額1,320千円は収入義務額として全額未収であり、かつ、当該事業に要した経費支出も支出義務額として全額未収の状況であつた。検査記録が十分でないためその内容を確認することは困難であつたが、本事業は裏大山果実生産組合の直営施行であり、かつ事業費の97%が實金で占められている点に着目し、適正な補助金の額の確定を行なうためには特に出役表等その内容について十分な記録をさせるよう指導されたい。

(5) 木炭生産協業化の促進を図るため、豊栄製炭協業組合外4組合に黒炭がま構築（1組合2基）に要した経費355,500円に対し補助金118,500円を交付していたが、この補助金の交付を受ける者は、年間22トン以上の木炭を生産する協業体であつて炭がま1回の出炭量が600kg以上で3ヶ年以上の使用に耐え得るものとされている。補助金の交付決

定に当つては、少なくとも7ヶ年以上の計画生産に見合う薪炭林の確保を条件にする等のごとを検討し、さらに施設の効率活用を図るよう配意されたい。なお補助金は概算私により昭和41年12月24日に交付しているが、概算私の通知は行なわず、補助金の額の確定通知も監査日現在行なわれていない。所定の事務処理は適正にされたい。

(6) 昭和40年発生農用施設災害復旧事業の昭和41年度国庫債務負担行為分事業費1,419,000円(水路3か所、頭首工1か所)に対する補助金1,123,848円は、昭和41年度中に交付決定すべきであるのに、交付申請書は昭和42年6月29日に提出され、昭和42年7月8日に交付決定の通知を行なつていた。また昭和40年度債務負担行為分で江府町尾上原に施行した40年発生災害復旧事業(農地事業費160,000円、補助金127,200円)にかかる完了届の工期(着手S41.4.1完了S41.11.10)と、完了検査復命書に記録の工期(着手S41.9.20美地完成S42.3.20)が異なつていた。事務処理を厳正にされたい。

(7) 農道整備事業(単県)

ア 管内に4路線、延長3,003mの農道工の施行に要した事業費12,900千円に対し補助金3,870千円を2町に交付していたが、土地改良事業補助金交付要綱に定める「有効巾員が3m以上のもの」とする「採択基準」に達しない全巾員3mの農道施行に対し補助金の交付決定を行なつていた。補助金交付申請書および設計書の記載内容が同補助金交付要綱の定め適合しているかどうか十分審査し、かつ、「採択基準」を厳守して適正な交付決定を行なうべきである。

イ 該事業の設計に当り、一般経費率の適用を「土地改良事業等請負工事の価格積算要領(40年3月)」の「グラフ表」によつて

他の局管内では、本庁の指導により「土地改良事業請負工事の価格積算要領(昭和38年3月)」に定める「一般経費率表」の「その他土木工事」欄を適用している。また、該事業の農道工の設計書の作成に当り、既成品費の取り扱いあるいは諸経費の算出方法が設計書により区々となつてゐる。統一のある指導と適格なる審査を行はねばならない。

- 1 監査実施箇所名 鳥取土木出張所
- 2 監査執行年月日 昭和42年8月4日

昭和42年8月5日

3 監査執行者 監査委員 浜田庄二

同 同 中田玉平

同 同 伊藤武夫

同 同 河崎 巖

4 概況

(1) 職員の配置状況

区分	事務吏員	技術吏員	事務員	技術員	技能事務員	計	臨時職員	非常勤職員	合計
定員	16	32	5	6	51	110	18	15	143
現員	16	32	4	3	53	108	18	15	141

(2) 予算の執行状況

ア 一般会計

歳入

科 目	予算令連受額	調定額	収入済額	不納未済額	納入済額
道堤河川	550,000	391,062	391,062	1,944	0
路物生	2,860,000	692,025	690,081	0	0
占場物採	1,500,000	5,435,028	4,928,965	325,650	180,413
掘産物私	219,000	1,787,515	1,787,515	0	0
産産物私	0	1,967,763	1,967,763	0	0
掘産物私	0	106,490	106,490	0	0
掘産物私	5,542,000	5,542,213	5,542,213	0	0
掘産物私	307,000	613,427	613,427	0	0
計	11,318,000	16,555,323	16,027,316	327,594	180,413

歳 出

科 目	予算令連受額	支出済額	残 額
總務	340,000	340,000	0
管 理	6,540	6,540	0
管 理	476,600	476,600	0
社 会	15,676,346	15,676,346	0
失 業	2,911,259	2,911,259	0
水 産	904,968	904,968	0
總 計	9,360,408	9,360,408	0
土 木	376,800	376,800	0
土 木	202,748,265	202,748,265	0
道 路	68,386,418	68,386,418	0
河 川	6,563,334	6,563,334	0
港 灣	28,822,278	28,822,278	0
都 市	970,513	970,513	0
農 林	34,033,471	34,033,471	0
土 木	371,577,200	371,577,200	0
計			

1 収入証紙取扱額

収入証紙はりつけ額	手数料相当額	差引収入額	摘 要
586,600円	17,598円	569,002円	建設業登録手数料外1項目

(3) 主な事務事業の実施状況

ア 許可・認可等事務処理状況

種 別	前年度繰越件数	41年度受理件数	41年度受入件数	41年度処理件数	未処理数
河川陸物採取許可外10項目	124件	1,024件	1,000件	148件	

イ 登記事務処理状況

昭和38年度以前分		昭和39年度分		昭和40年度分		昭和41年度分		合 計	
41年度登記件数	残 存登記件数	41年度登記件数	残 存登記件数	41年度登記件数	残 存登記件数	41年度登記件数	残 存登記件数	41年度登記件数	残 存登記件数
189件	779件	5件	66件	172件	183件	415件	362件	781件	1,390件

ウ 用地の取得状況

道 路 事 業		都 市 計 画 事 業		河 川 事 業		砂 防 事 業		合 計	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
479	18,229,985	46	14,426,916	164	14,025,205	77	727,923	766	47,410,029

エ 工事の実施状況

(公共工事)

工 種 別	工事箇所数	事業費	翌年度繰越額	摘 要
道 路 改 良 外	231件	881,065,620円	0円	

(単県工事)

工 種 別	工事箇所数	事 業 費	翌年度繰越額	摘 要
道 路 改 良 外	243件	104,755,983円	0円	

5 留意事項

(1) 建設機械(グレーダー)を不用品として売却処分が付していたが、予定価格の設定について「建設省通知、不用品等としての建設機械の評価について」の計算方式により254,654円と定め、結果的には510,000円で売却していた。

物価速報及び時価等をも参照して、予定価格を設定するよう検討されたい。

(2) 道路復旧受託事業7件が、何れも年度末に施工されていたが、内、岩美町浦富地内及び岩本地内の工事については、委託金が41.11.16日に納付されているにもかかわらず工事の着工は3月に行なわれていた。工事の性質上早急に施工されたい。

(3) 道路並びに河川占用で、占用期間が満了しているにもかかわらず、継続許可申請書が未提出となつているため無断占用となつているものが見受けられた。所定の手続きを行なうよう指導されたい。

(4) 物品購入(修繕を含む)で、伺書には指名競争入札により購入することとしているのに、実際は随意契約によつているものがあつた。会計規則第134条及び第135条(準用規定)の定めるところにより、指名競争入札による契約手続きを行なうべきである。

(5) 自動車の修繕で、特定業者の見積りを徴し随意契約によつているが、会計規則第136条の「知事が別に定める場合」に該当しないと思われるものが散見されるので、なるべく2人以上から見積書を徴して実施

するようになされたい。
 (6) 単県工事の実施設計書で、土積計算の内容に違算が散見されたので注意されたい。

(7) 現地監査の状況について

ア 塩見川筋江川河川改良工事(福部村海土)の築堤工で約30mにわたつてクラックが生じていた。

これが原因については、地盤の沈下、埋戻しに当り搦固めが不十分であつたため水田の陥没により裏面に空洞ができ栗石抜練石積の上部が荷重に支えを失ないクラックを生じたものと推測されるので、特に施工の段階で十分注意されたい。

イ 砂原川通常砂防工事(岩美町網代地内)で流路工が施工されているため、堰堤より渠道に至る両側の土砂が流失して、道路に埋設している径1.50mの管渠が半分以上埋没しているため排水効果が悪く一朝豪雨の際には道路の法面に水が溢れて決壊を招く恐れがあるので、砂防堰堤の効果を十分に發揮し得るよう早急に処置されたい。

1 監査実施箇所名	郡家土木出張所
2 監査執行年月日	昭和42年8月17日
3 監査執行者	監査委員 浜田庄二 同 中田玉平 同 伊藤武夫 同 河崎巖
4 概 況	

(1) 職員の配置状況

区分	事務吏員	技術吏員	事務員	技術員	技 勞 務 員	能 計	非常勤 員	臨時 職員	合 計
定員	12	28	41	4	32	80	11	12	103
現員	12	26	4	5	31	78	11	12	101

(2) 予算の執行状況

科	目	予算令達受額 円	調定額 円	収入済額 円	収 未 済 額 円
道 堤 河 川 不 動 産 物 産 品 雑 項 合	道路	70,000	75,249	75,249	0
	堤	67,000	83,994	83,994	0
	河川	6,400,000	9,051,516	9,051,516	0
	不動産	100,000	423,430	423,430	0
	物品	120,000	172,969	172,969	0
	雑項	40,000	10,661	10,661	0
	入金	0	329,476	329,476	0
	入金	0	0	0	0
	計	6,797,000	10,147,295	10,147,295	0

イ 歳 出

科	目	予算令達受額 円	支出済額 円	残 額 円
總 防 社 土 建 道 河 都 上 合	管	641,997	641,997	0
	災	10,000	10,000	0
	防	2,542	2,542	0
	社	7,838,100	7,838,100	0
	土	273,800	273,800	0
	建	30,000	30,000	0
	道	155,076,889	155,076,889	0
	河	49,786,314	49,786,314	0
	都	2,052,459	2,052,459	0
	上	47,099,295	47,099,295	0
合	262,811,346	262,811,346	0	

ウ 収入証紙取扱額

収入証紙はりつけ額	手数料相当額	差引収入額	摘 要
411,400円	12,342円	399,058円	建築物確認手数料外5 項目(171件)

(3) 主な事務事業の実施状況

ア 許可・認可等の事務処理状況

種 別	前年度繰 越件数	41年度受 理件数	41年度処 理件数	未 処 理 件 数
河川産物採取許可外6項目	32件	859件	869件	22件

イ 登記事務処理状況

昭和38年度以前分		昭和39年度分		昭和40年度分		昭和41年度分		合 計	
41年度 登記件数	残 登記件数	41年度 登記件数	残 登記件数	41年度 登記件数	残 登記件数	41年度 登記件数	残 登記件数	41年度 登記件数	残 登記件数
373件	398件	14件	10件	166件	12件	621件	86件	1,174件	506件

ウ 用地の取得状況

道 路 事 業		河 川 事 業		砂 防 事 業		合 計	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
537件	14,818,461円	180件	12,162,241円	184件	2,916,819円	701件	29,897,521円

エ 工事の施行状況

(公共工事)

工 種	別 別	工事箇所数	事業費	翌年度繰越額	摘 要
道 路	改 良 外	224件	675,160,287円	0円	

(単県工事)

工種別	工事箇所数	事業費	翌年度繰越額	摘要
道路改良外	359件	88,797,981円	0円	

5 留意事項

(1) 屋外広告物条例第3条に定める許可申請書の添付書類で、設置する場所が他人の所有又は管理に属するときは、それらの者の許可、認可、承諾等を得たことを証する書類を添付するようになっているにもかかわらず、添付されていないものが散見された。

正規の事務処理をされたい。

(2) 不用品(貨物自動車)を一般競争入札により売却処分にし入札保証金を免除していたが、会計規則第123条第2項に「知事が別に定める場合においては入札保証金の全部、又は一部を納めさせないことが出来る。」に該当しないと思われるので、保証金を徴することについて留意されたい。

(3) 原材料費で、道路補修用砕石の受払いについて、各工事の設計書に受入伝票を添えて整理しているが、物品事務取扱規則で定める物品整理簿により整理すべきである。

- 1 監査実施箇所名 倉吉土木出張所
- 2 監査執行年月日 昭和42年7月6日
- 3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
同 伊藤武夫

4 概況

(1) 職員の配置状況

区分	事務吏員			技術吏員			技 能 計			臨時職員		非常勤職員	合計
	事務吏員	技術吏員	事務員	技術員	技 能 計	技 能 計	臨時職員	非常勤職員					
定員	17	34	5	9	45	110	19	7	136				
現員	17	34	4	8	43	106	19	7	132				

(2) 予算の執行状況

了一般会計
歳入

科 目	予算令達受額	調定額	収入済額	収 入 未 済 額
道路占用料	180,000	198,722	198,722	0
家屋賃貸付料	3,900,000	3,958,059	3,958,059	0
堤塘物揚場使用料	125,000	130,470	130,470	0
河川生産物採取料	4,850,000	3,596,692	3,596,692	0
不動産売払収入	200,000	150,720	150,720	0
物品売払収入	20,000	23,886	23,886	0
延滞金	0	96,550	96,550	0
道路復旧受託事業収入	72,000	72,998	72,998	0
雑入	50,000	198,009	198,009	0
計	9,397,000	8,426,106	8,426,106	0

歳 出

同 河 崎 歳

科 目	予算合連受額	支出済額	残 額
総務管理費	266,969	266,969	0
逓送費	7,280	7,280	0
社会費	550	550	0
失業者対策費	8,055,185	8,055,185	0
水産業費	472,000	472,000	0
観光業費	18,000	18,000	0
土木総務費	50,000	50,000	0
土木出張所費	5,541,457	5,541,457	0
土木築指導費	335,140	335,140	0
建設橋りょう費	224,000	224,000	0
道路費	315,554,022	315,554,022	0
河川沿岸費	29,789,014	29,789,014	0
港湾費	3,084,377	3,084,377	0
都市計画費	27,031,851	27,031,851	0
住宅費	552,052	552,052	0
農林水産施設災害復旧費	127,312	127,312	0
土木施設災害復旧費	18,113,174	18,113,174	0
計	409,222,383	409,222,383	0

イ 有料道路三朝高原道路事業特別会計

科 目	予算合連受額	調定額	収入済額	収 入 未 済 額
事業収入	309,000	629,160	629,160	0

科 目	予算合連受額	支出済額	残 額
有料道路三朝高原道路建設事業費	4,988,669	4,988,669	0
有料道路三朝高原道路管理費	985,060	985,060	0
計	5,973,729	5,973,729	0

ウ 収入証紙取扱額

収入証紙はりつけ額	手数料相当額	差引収入額	摘 要
1,806,700円	54,201円	1,752,499円	建築確認申請手数料外 8項目

(3) 主な事務事業の実施状況

ア 許可・認可等事務処理状況

種 別	前年度繰越件数	41年度受理件数	41年度処理件数	未処理数
河川産物採取許可外11項目	8件	2,176件	2,157件	27件

イ 登記事務処理状況

昭和39年度以前分	昭和39年度分	昭和40年度分	昭和41年度分	合 計
41年度登記件数	41年度登記件数	41年度登記件数	41年度登記件数	41年度登記件数
33件	0件	378件	663件	1,074件
残 1,630件	残 0件	残 131件	残 247件	残 2,029件

ウ 用地の取得状況

道路事業	都市計画事業	河川事業	砂防事業	合 計
件数	件数	件数	件数	件数
708	8	64	120	900
金額 708,531,361円	金額 1,861,782円	金額 3,965,560円	金額 947,885円	金額 60,134,608円

エ 工事の実施状況

(公共工事)

工 種 別	工事箇所数	事業費	翌年度繰越額	摘 要
道 路 改 良 外	184件	969,555,114円	0円	

(単県工事)

工 種 別	工事箇所数	事業費	翌年度繰越額	摘 要
道 路 改 良 外	240件	201,130,399円	0円	

5 留意事項

- (1) 屋外広告物許可手数料で収入証紙の消印のないもの及び消印の時期の遅れているものが散見された。
事務処理の適正を期されたい。
- (2) 河川産物採取許可で事後の事務処理となつていものが散見された。
事務処理の厳正を期されたい。
- (3) 道路手分の労災保険料が出納整理期間中に支払いされているが、労働者災害補償保険法第28条第1項の規定により、所定期日内に概算報告及び納付を行なうようになされたい。
- (4) 失業対策事業にかかる賃金の資金前渡者が所内異動によつて月の中途に変更され、後任者が前任者分も合わせて資金の精算を行なつていたが、前任者は解任の時点で資金の精算をなし、後任者は、新しく資金の交付を受けるようになされたい。
- (5) 橋梁架換により発生した古材の報告及びこれが受取簿の作成されていないものがあるが、「給食用物品及び県営工事に伴つて発生した物品の取扱要領について」(昭和41年1月20日発出第18号)の通知に

より適正に処理されたい。

(6) 現地監査の状況について

県道如米原・倉吉線道路改良は、総延長603mの改良を行ない、その中に7ヶ所の横断開きよを設置し路面の保護を図つていたが、一部のヶ所について6月集中豪雨のさいの路面上の流水が横断開きよに流入しないため、路肩をつたわつて法面を落下しその間が崩落していた場所が見受けられた。

以後の災害を誘致する原因ともなるので早急に処置されるよう望む。

1 監査実施箇所名 米子土木出張所

2 監査執行年月日 昭和42年7月13日

3 監査執行者 監査委員 浜田庄二

4 概 況 同 中田玉平

(1) 職員の配置状況

区 分	事務吏員		技術吏員		事務員		技術員		技 能		計	臨時職員	非定期職員	合 計
	事務吏員	技術吏員	事務員	技術員	技 能	技 能	技 能							
定 員	15	32	9	15	46	117	38	9	164					
現 員	15	34	8	15	44	116	38	9	163					

(2) 予算の執行状況

ア 一般会計 歳 入

科 目	子算合達受額	調 定 額	収入済額	収 入 額
道 路 占 用 料	260,000	303,807	303,807	0
家 屋 貨 場 使 用 料	9,400,000	9,519,243	9,519,243	0
堤 防 生 産 物 採 取 料	652,000	792,778	791,202	1,576
河 川 生 産 物 採 取 料	4,200,000	5,388,872	5,312,417	76,455
財 産 貸 付 收 入	61,000	65,328	65,328	0
不 動 産 売 払 收 入	200,000	150,932	150,932	0
物 品 売 払 收 入	140,000	386,510	386,510	0
延 滞 金	0	26,380	26,380	0
道 路 復 旧 受 託 事 業 收 入	11,158,000	11,158,589	11,158,589	0
雑 入	360,000	1,228,830	1,228,830	0
計	26,451,000	29,021,269	28,945,238	78,051

科 目	子算合達受額	支 出 済 額	残 額
理 財 策 画 所 導 覧 岸 画 費 業 費 復 旧 費	230,200	230,200	0
寫 真 對 象 業 業 費 復 旧 費	1,160	1,160	0
寫 真 對 象 業 業 費 復 旧 費	22,619,825	22,619,825	0
寫 真 對 象 業 業 費 復 旧 費	2,388,414	2,388,414	0
寫 真 對 象 業 業 費 復 旧 費	12,000	12,000	0
寫 真 對 象 業 業 費 復 旧 費	470,999	470,999	0
寫 真 對 象 業 業 費 復 旧 費	6,946,887	6,946,887	0
寫 真 對 象 業 業 費 復 旧 費	370,934	370,934	0
寫 真 對 象 業 業 費 復 旧 費	247,000	247,000	0
寫 真 對 象 業 業 費 復 旧 費	246,328,932	246,328,932	0
寫 真 對 象 業 業 費 復 旧 費	65,063,618	65,063,618	0
寫 真 對 象 業 業 費 復 旧 費	19,800,155	19,800,155	0
寫 真 對 象 業 業 費 復 旧 費	90,880,412	90,880,412	0
寫 真 對 象 業 業 費 復 旧 費	1,191,888	1,191,888	0
寫 真 對 象 業 業 費 復 旧 費	1,402,049	1,402,049	0
寫 真 對 象 業 業 費 復 旧 費	16,808,007	16,808,007	0
寫 真 對 象 業 業 費 復 旧 費	473,762,480	473,762,480	0

イ 繰 越 分

科 目	子算合達受額	支 出 済 額	残 額
河 川 市 海 岸 画 費	3,831,515	3,831,515	0
河 川 市 海 岸 画 費	11,082,612	11,082,612	0
河 川 市 海 岸 画 費	14,914,127	14,914,127	0

ウ 県 境 水 産 施 設 事 業 特 別 会 計

科 目	子算合達受額	支 出 済 額	残 額
事 業 費	200,000	200,000	0

エ 収 入 証 紙 取 扱 額

収入証紙よりつけ額	手数料相当額	差 引 収 入 額	摘 要
3,218,000円	96,540円	3,121,460円	建築確認申請手数料外 9項目

(3) 主 な 事 務 事 業 の 実 施 状 況

ア 許 可 ・ 認 可 等 事 務 処 理 状 況

種 別	前年度繰越件数	41年度受理件数	41年度処理事件数	未処理事件数
河川産物採取許可外9項目	239件	1,286件	1,302件	223件

イ 登 記 事 務 処 理 状 況

昭和38年度以前分		昭和39年度分		昭和40年度分		昭和41年度分		合 計	
41年度登記件数	残	41年度登記件数	残	41年度登記件数	残	41年度登記件数	残	41年度登記件数	残
191件	725件	14件	30件	268件	35件	493件	55件	966件	845件

ウ 用地の取得状況

道路事業	都市計画事業	河川事業	砂防事業	海岸事業	合計
件数	金額	件数	金額	件数	金額
556件	556,814,078円	2228件	228,593円	5740件	5740,847,968円
			34件	7件	89,767円
					556件
					105,307,794円

エ 工事の実施状況
(公共工事)

工 種 別	工事箇所数	事業費	翌年度繰越額	摘要
道路改良外	172件	1,200,604,228円	0円	

(単県工事)

工 種 別	工事箇所数	事業費	翌年度繰越額	摘要
道路改良外	270件	122,822,411円	0円	

5 留意事項

- (1) 道路占用で、2ヶ年以上にわたって継続占用許可を行なっているものに対する占用料の調定が相当期間遅延しているものがある。
また占用期間が2ヶ年にまたがっている場合、占用料金を許可した日の属する年度に調定収入していたが、道路占用料徴収条例第5条の規定により毎会計年度の初めに徴収するようにされた。
- (2) 道路占用期間が満了しているにもかかわらず継続許可申請が未提出となつているため、無断占用となつているものがある。
道路占用規則第7条の規定により所定の手続きを行なわせるようにされたい。

- (3) 道路補修用砕石の購入で米子港岸壁に集積したものの残数量が不突合となつている。
これは、集積場所における自然減耗及び積込時の減少等の理由によるものであるが、これら止む得ない減耗については時期を定めて検算をなし、帳簿上においても減耗量として処理するのが適当と考えられるので検討されたい。

- (4) 車輛用燃料の注油券の発行にあつて、公印押捺済用紙が使用者に交付されているものがあつた。昭和40年発出第105号「石油製品の購入ならびに出納事務取扱要領について」の通知により適正に処理されたい。

- (5) 主要地方道米子～境線舗装道修繕工事用アスファルト 95ton が支給品として施行業者に交付されているが、これが受払及び業者に対する支給品授受は書面によりその経過を明確にしておくべきである。

1. 監査実施箇所名 根雨土木出張所
2. 監査執行年月日 昭和42年8月24日
3. 監査執行者 監査委員 浜田庄二

同 同 中 田 玉 平
同 同 伊 藤 武 夫
河 崎 巖

4 概 況
(1) 職員の配置状況

区分	事務吏員	技術吏員	事務員	技術員	能 力 技 術 員	計	臨時職員	非常勤員	合 計
定 員	11	23	3	6	31	74	11	11	96
現 員	10	23	3	7	31	74	11	11	96

(2) 予算の執行状況

ア 一般会計
歳 入

科 目	予算令達受額 円	調 定 額 円	収入済額 円	収 入 未 済 額 円
道 路 占 用 料	30,000	31,931	31,931	0
堤 塘 物 揚 場 使 用 料	6,000	6,432	6,432	0
河 川 生 産 物 採 取 料	1,190,000	1,191,175	1,191,175	0
物 品 売 払 収 入	1,000	0	0	0
雑 収 入	120,000	100	100	0
計	1,347,000	1,229,638	1,229,638	0

歳 出

科 目	予算令達受額 円	支 出 済 額 円	残 額 円
總 務 管 理 費	211,600	211,600	0
社 会 福 祉 費	1,000	1,000	0
保 健 所 費	450,000	450,000	0
工 業 費	14,000	14,000	0
親 光 費	6,884,000	6,884,000	0
土 木 総 務 費	3,971,628	3,971,628	0
土 木 出 張 所 費	276,800	276,800	0
道 路 橋 り よ う 費	35,000	35,000	0
河 川 海 岸 復 旧 費	187,747,742	187,747,742	0
土 木 施 設 災 害 復 旧 費	20,059,087	20,059,087	0
計	14,222,852	14,222,852	0
計	235,873,709	235,873,709	0

イ 鳥取県有料道路大山環状道路事業特別会計
歳 入

科 目	予算令達受額 円	調 定 額 円	収入済額 円	収 入 未 済 額 円
事 業 収 入	8,692,000	8,734,541	8,734,541	0
計	8,692,000	8,734,541	8,734,541	0

歳 出

科 目	予算令達受額 円	支 出 済 額 円	残 額 円
有料道路大山環状道路事業費	5,429,852	5,429,852	0
計	5,429,852	5,429,852	0

ウ 収入証紙取扱額

収入証紙よりつけ額	手数料相当額	差引収入額	摘 要
219,200円	6,642円	212,558円	建築確認申請手数料外 6項目181件

(3) 主な事務事業の実施状況

ア 許可・認可等事務処理状況

種 別	前年度繰 越件数	41年度受 理件数		41年度処 理件数		未 処 理 数
		件数	残	件数	残	
河川産物採取許可外5項目	0件	287件		283件		4件

イ 登記事務処理状況

昭和38年度以前分		昭和39年度分		昭和40年度分		昭和41年度分		合 計	
41年度 登記件数	残	41年度 登記件数	残	41年度 登記件数	残	41年度 登記件数	残	41年度 登記件数	残
389件	564件	18件	83件	109件	103件	788件	216件	1,274件	966件

ウ 用地の取得状況

道 路 事 業	河 川 事 業		砂 防 事 業		合 計		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
803件	54,354,450円	57件	3,094,640円	75件	2,308,602円	935件	59,757,692円

エ 工事の実施状況
(公共工事)

工 種 別	工事箇所数	事 業 費	翌年度繰越額	摘 要
道 路 改 良 外	103件	530,051,235円	0円	

(単県工事)

工 種 別	工事箇所数	事 業 費	翌年度繰越額	摘 要
道 路 改 良 外	224件	73,524,831円	0円	委託事業 を含む

(特別会計)

工 種 別	工事箇所数	事 業 費	翌年度繰越額	摘 要
スロープネット修理外	8件	1,920,000円	0円	

5 留意事項

- (1) 負担金補助及び交付金で、支出負担行為を行わずして支払いがなされているものが散見されたので、会計規則第38条の2の規定により適正な事務処理を行なうようにされた。
- (2) 有料道路大山環状道路の徴収事務を大山観光開発区に委託しているが、受託者が徴収した通行料金から生じた預金利息が事業収入として収納されている。雑入として収納処理することにつき検討された。
- (3) 40災389号河川災害復旧工事の出来高検定書の作成にあたって、裏込栗石の出来高数量が設計数量(最終変更分)以上に計算されていた。現場確認は慎重に行なわれた。

土木出張所共通事項

1 留意事項

(1) 河川産物採取許可条件に「採取にあたっては、出張所長に届け出て採取場所の確認を受けなければならない、また、採取終了後はその旨を届出て検査を受けなければならない。」となつているが励行されて、いないものがあるので、無断採取の取締りとも併せてこれが確認並びに検査の励行に努められたい。

(2) 登記事務の促進については各出張所とも鋭意努力されておりその状況については、夫々の出張所の項で前述したとおり、過年度分特に昭和38年度以前に取得したものの未処理件数が大部分を占めており、これが登記事務の促進については、昭和40年度決算意見書中一般留意事項として述べたところであるが、重ねて根本的な対策を講ずるよう検討善処されたい。

(3) 単原工事並びに道路補修用の原材料購入等でその時期を失しているもの、(例えば3月31日予算令達され4月以降に材料購入されている)又は工事費等で一時他科目から支払いし後日科目更正しているもの等が散見されるので、適正なる予算の執行を期するため、早期に予算令達を行なうよう努められた。

(4) 現地監査で、検査のため抜取りされた石積等でそのまま放置されたものが見受けられたので、早急に復元されたい。

2 組織及び運営について

(1) 土木部所管の公共事業費及び単原独事業費の各年度別の推移は、次表のとおり累増しているが、これを担当する技術職員の定数は、据置きである。

特に工事内容が大型化し、高度の技術を必要とする上、工事箇所のみえている現在では、測量、設計、監督に相当数の技術職員を必要とするにもかかわらず、各土木出張所とも職員の不足が目立ち、業務通重となつているので、外部発注等の方法とも勘案しつつ業務配分の検討を行ない、職員の適正な配置について検討善処されるよう望む。

公共及び単独事業費の推移調

区分	38年度	39年度	40年度	41年度
公共事業費	2,460,154 千円	2,937,363 千円	3,607,182 千円	4,503,268 千円
単独事業費	423,153	487,512	543,238	621,682
計	2,883,307	3,424,875	4,150,440	5,124,950

(2) 公共事業の用に供する用地の取得並びに物件移転に伴う補償等については、各出張所共鋭意努力されているが、ややもすれば、交渉が長引き、工事の施工に支障を来たし工事遅延の原因となつているものがある。

事業の計画的な遂行を期するため、事業着手以前、早期にこれ等の措置の行なえるよう、その基本的な在り方について検討を加えられるよう望む。

- 1 監査実施箇所名 県立鳥取西高等学校
- 2 監査執行年月日 昭和42年8月9日
- 3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
同 伊藤武美
同 河崎 敏

4 概況 (昭和42年3月31日現在)

(1) 職員の配置状況

区分	校長	教諭	事務職員	実習助手	用務員	計	臨時職員 (講師)	合計
定員	1	104	6	3	4	118	3	121
現員	1	104	6	3	4	118	3	121

(注) 教諭には定通主事2名、養護1名を含む、臨時職員は非常勤

区分	園長	教諭	事務職員	用務員	計
現員	1	6	1	1	9

(注) 附属久松幼稚園の職員

(2) 予算の執行状況
ア 歳入

科 目	予算令達受額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	摘要
使手財産	23,172,000	23,941,630	23,941,630	0	
用数	4,000	5,200	5,200	0	
料	0	2,500	2,500	0	
収入	0	415	415	0	
合 計	23,176,000	23,949,745	23,949,745	0	

イ 歳出

科 目	予算令達受額 円	支出済額 円	残 額 円	摘 要
教育総務費	1,666,280	1,666,280	0	
高等学費	110,667,816	110,667,816	0	
保健体育費	1,139,607	1,139,607	0	
公衆衛生費	64,463	64,463	0	
合 計	113,538,166	113,538,166	0	

ウ 収入証紙取扱額

科 目	件 数	収入となる額 円	摘 要
教育手数料	840	285,183	

(3) 設置課程及び生徒の状況 (昭和41年4月6日現在)

課程	学年	1 年				2 年				3 年				4 年				合 計
		普通	家庭	普通	家庭	普通	家庭	普通	家庭	普通	家庭	普通	家庭	普通	家庭			
全 日	普通	12	619	12	666	14	717	—	—	—	—	—	—	—	—	38	2,002	
	家庭	2	104	2	109	2	109	—	—	—	—	—	—	—	—	6	322	
定 時	普通	1	48	1	45	1	31	1	26	—	—	—	—	—	—	4	150	
	商業	1	36	1	38	1	32	1	20	—	—	—	—	—	—	4	126	
合 計		16	807	16	858	18	889	2	46	52	2,600							

(注) 上記のほか附属幼稚園240名(昭和41年4月6日現在)
通信教育課程314名(昭和41年5月1日現在)在籍

5 留意事項

(1) 授業料の納期限内収入率は全日制64.3%、定時制22.9%とよく定

時制が低調である。納期限内収納について格別努力の要がある。

(2) 41年度通勤手当の支給をうけている職員の通勤確認簿による確認がなされていない。随時確認を励行されたい。

(3) 定時制給食婦並びに久松幼稚園給食婦に対する定期(毎月)検便料として年間分の予算が令達されているにもかかわらず、支出実績は定時制においては6回分、久松幼稚園においては皆無であった。伝染病予防の見地から定期検便の励行を徹し予算の効率的執行に努められたい。

(4) 手動式計算器等の購入に当り指名競争入札の方法によつていたが、入札価格がいずれも予定価格に達しなかつたことを理由に、再度入札にも附さず直ちに随意契約によつていた。再度入札を実施する要がある。

- 1 監査実施箇所名 県立鳥取農業高等学校
- 2 監査執行年月日 昭和42年6月20日
- 3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
- 4 概況

(1) 職員の配置状況

(昭和42年3月31日現在)

区分	校長	教諭	事務職員	実習助手	用務員	計	臨時職員(講師)	合計
定員	1	41	4	8	4	58	1	59
現員	1	41	4	8	4	58	3	61

(注) 教諭には養護1名を含む。随時職員は常勤1名、非常勤2名。

(2) 予算の執行状況

ア 歳入

科目	予算令達受額	調定額	収入済額	収入未済額	摘要
(一般会計)	円	円	円	円	
使用料	5,664,000	5,770,106	5,770,106	0	
雑計	5,664,000	5,770,106	5,770,106	0	
(特別会計)					
財産売却収入	2,700,000	2,454,192	2,454,192	0	
雑計	2,700,000	2,473,011	2,473,011	0	

イ 歳出

科目	予算令達受額	支出済額	残額	摘要
(一般会計)	円	円	円	
教育総務費	897,000	897,000	0	
高等学校費	56,911,037	56,911,037	0	
保健体育費	119,000	119,000	0	
公衆衛生費	12,873	12,873	0	
計	57,939,910	57,939,910	0	
(特別会計)				
県立学校農業実習費	2,472,662	2,472,662	0	
計	2,472,662	2,472,662	0	

ウ 収入証紙取扱額

科目	件数	収入となる額	摘要
教育手数料	275件	93,365円	

00843

(3) 設置課程及び生徒の状況

(昭和41年5月1日現在)

校 舎	学年	1 年		2 年		3 年		4 年		5 年		合 計	
		学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数		
本 校	全 日	1	41	1	47	1	50	—	—	—	—	3	139
	夜 間	1	41	1	41	—	—	—	—	—	—	2	138
鹿 野	全 日	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	90
	夜 間	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	54
美 和	全 日	1	41	1	48	1	62	—	—	—	—	3	151
	夜 間	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計		6	207	6	240	6	256	2	36	2	20	20	739

5 留意事項

- (1) 授業料の納期限内収入率は、全日制湖山校舎71.7%、鹿野校舎56.7%、定時制美和校舎49.9%で、前年同期に比較し各校舎ともかなり上昇し努力のあとがうかがわれるが、なお納期限内収納に格別留意された。
- (2) 現在使用されている農産加工実習用加工釜の築造部は大きく亀裂を生じ危険な状態である。早期に改築されるよう配慮されたい。なお、貯蔵室に放置されている乾燥機ほかの物品については、早期に処分するよう検討されたい。
- (3) 昭和42年3月31日取得の更衣室19.66㎡の建物は、農業実習中トラクターの操縦を誤つてこれを破損し応急修理がされていたが、(監査時現在内壁ベニヤ板並びに天井等に一部損傷のあとが残っている。)公有財産事務取扱規則第41条(滅失又はき損の報告)に基づき報告がなされていないかつた。合規の事務処理を行なうべきである。

(4) 鹿野分校職員の通勤手当の支給にあたり、年間のうち8ヶ月間は通勤確認簿による確認がなされていたかつた。適期確認をされたい。

(5) 建物等修繕伺書の事務手続きについて、運用要綱(昭和40年4月14日、発出第120号通知)「物品の購入および修繕等支出負担行為の事務手続きについて」の記すによる仕様書、附属書類等が添付されていない。所定の事務処理をされたい。

(6) 仔豚の生産5頭のうち13頭は死亡となつていたが生産品の報告及び引継ぎに当つては県立高等学校実習特別会計事務取扱要領第三、五、ロに基づいて適時に事務処理を行ない、また生産品の引継前の事故についてには第九により処理されたい。

(7) 分収造林契約の促進と地上権設定の登記については前年度の監査で指摘したとおりである。

6 運営について

(1) 農業実習において、葉煙草は砂丘地の特産とまでなつているが、乾燥室がないため乾燥機を使用して辛うじて葉煙草の栽培から調製までの一連の作業を実習させている。乾燥作業の如何が品質に直接大きく影響するところとなるので、乾燥室の設置は葉煙草栽培の実習には不可欠の要素となつている。乾燥、調理、収納に至る一貫した施設を整備することについて、検討善処されるよう望む。

- 1 監査実施箇所名 県立智頭農林高等学校
- 2 監査執行年月日 昭和42年6月19日
- 3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
- 同 同 中田玉平

4 概況 同 伊藤武夫

(1) 職員の配置状況

(昭和42年3月31日現在)

区分	校長	教諭	事務職員	実習助手	用務員	計	臨時職員(講師)	合計
定員	1	35	3	6	2	45	4	49
現員	1	33	3	7	2	46	4	50

(注) 臨時職員は非常勤うち兼務1名
教諭のうち1名は常勤講師で兼務

(2) 予算の執行状況 (昭和42年4月30日現在)

科	科目	予算令達受領額	調定額	収入済額	収入未済額	摘要
一般會計	料	5,037,000	5,095,340	5,095,340	0	
	使用計	5,037,000	5,095,340	5,095,340	0	
特別會計	財産売却収入計	2,343,000	2,693,249	2,693,249	0	
		2,343,000	2,693,249	2,693,249	0	

イ 歳出

科	科目	予算令達受領額	支出済額	残額	摘要
一般會計	務費	588,698	588,698	0	
	学費	46,209,650	46,209,650	0	
	衛生費	9,450	9,450	0	
特別會計	農業実習費	46,807,798	46,807,798	0	
	立学校費	2,469,489	2,469,489	0	
		2,469,489	2,469,489	0	

ウ 収入証紙取扱額

科目	目	件数	収入となる額	摘要
教育手数料		214件	72,653円	

(3) 設置課程及び生徒の状況 (昭和42年3月31日現在)

課程	学年	1年			2年			3年			合計
		学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数		
全日	農科	1	41	1	44	1	55	3	140		
	農業	2	85	2	88	2	108	6	277		
計		4	126	4	132	4	163	12	564		

5 留意事項

- 女子更衣室改造工事等の施工向書の事務手続きについては、鳥取農業高校5.(6)の項で述べたとおり、留意されたい。
- 内地留学をさせるにあたって予算令達がないにもかかわらずこの旅行命令がなされていた。適期に予算の令達をされるよう配慮されたい。
- 当年度に使用する梨袋を購入していたが、袋掛けの時期より約4ヶ月遅れて購入同等の事務処理がなされていた。適正な手続きによるべきである。
- ほ場から生産した大豆ならびに種子に転用した稈の受払状況が明確でない。所定の帳簿に記録して明確にしておかれない。
- 校長名で締結している分収造林の契約を知事契約にあため、地上権設定の登記をなすことならびに貸借契約未了にかかるとおりである。早めの寄附受納促進については前回の監査で指摘したとおりである。

6 運営について
 期に実現方を重ねて要望する。

(1) 農業実習用附属建物で、資材室、鶏舎の老朽化甚だしく、資材室にあつては基礎コンクリートの一部は破損し危険建物となつてゐる。農業実習施設の整備を望む。

(2) 本校の特徴は林業地帯にあつて林業科を主体としてゐるところにある。現有山林実習地は町有44,628.30m²、部落有109,091.40m²であつて僅少である。育苗から成林、更には加工用教材の供に至るまでを考慮に入れ、長期の計画のもとに実習地を拡張確保することについて、検討されるよう望む。

- 1 監査実施箇所名 県立倉吉東高等学校
- 2 監査執行年月日 昭和42年4月25日
- 3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
 同 中田玉平
 同 新見修
 同 竹の家 啓三郎

4 概況
 (1) 職員の配置状況 (昭和42年3月31日現在)

区分	校長	教諭	事務職員	実習助手	用務員	計	臨時職員(講師)	合計
定員	1	51	4	1	4	61	1	61
現員	1	51	4	1	4	61	7	68

(注) 臨時職員については常勤講師1名、非常勤講師6名

(2) 予算の執行状況 (昭和42年3月31日現在)

科目	予算令達受領額	調定額	収入済額	収入未済額
使用料	12,038,000	12,333,368	12,333,368	0
合計	12,038,000	12,333,368	12,333,368	0

イ 歳入

科目	予算令達受領額	支出済額	残額
教育総務費	391,237	74,899	316,338
高等学校費	55,406,816	54,328,325	1,078,491
保健体育費	488,000	335,317	152,683
公衆衛生費	15,715	15,715	0
合計	56,301,768	54,754,256	1,547,512

ウ 収入証紙取扱額

科目	件数	収入となる額
教育手数料	555件	188,425円

(3) 設置課程及び生徒の状況 (昭和41年5月1日現在)

課程別	学年					合計
	1年	2年	3年	4年	合計	
全日制	355	389	376	7	1,120	
定時制	29	28	19	1	91	
専攻	101	—	—	—	101	
普通科	7	1	—	7	15	
専科	101	2	—	—	101	
合計	485	417	395	8	1,312	

5 留意事項

- (1) 授業料の納期限内収入率は、全日制83.2%、定時制88.2%、専攻科79.0%で、前年同期に比較し専攻科は12.2%下廻っているが、全日制は1.7%、定時制は4.2%と何れも上廻っている。しかしながら定時制は低率であり、しかも定時制、全日制ともに完納までに約4ヶ月かかっている月がある。期限内収納について、生徒の生活指導の面からの特段の配慮の要がある。
- (2) 債権管理事務取扱規則に基づき授業料の督促状の発行は571件となつてはいるが、督促状の未発行のもの、授業料に係る延滞金徴収免除申請書の未提出のものがあるので、善処されたい。
- (3) 用務員に被服が貸与されているが昭和41年11月15日付発教第278号「被服の交付及び使用に関する要領」に基づき事務処理をされたい。
- (4) 理科教育振興法に基づき購入した物品は、現在庶務事務を担当している職員(物品取扱主任に任命されている)に払い出し保管させているが、各教科主任も物品取扱主任に任命されているので、このような教材は、むしろ教科主任に払い出し保管させることが実態に即しているので、その取り扱いについて検討されたい。
- (5) 全日制高等学校管理費812,000円で理科実験台(教師用4箇332,000円、化学生徒用6箇480,000円)を購入しているが、設計図のみで仕様書がない。この種のはさらに仕様書により細部の指図を行ない、契約の履行と確保に努むべきである。
- (6) ミルク攪拌機並びに精密ミリアンプは監査時現在包装のまま保管されていたが、速やかにテストしたうえで検収すべきである。

1 監査実施箇所名 県立倉吉農業高等学校

2 監査執行年月日 昭和42年7月27日

3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
同 伊藤武夫
同 河崎巖

4 概況 同

(1) 職員の配置状況 (昭和42年3月31日現在)

区分	校長	教諭	事務職員	実習助手	用務員	計	臨時職員(講師)	合計
定員	1	43	5	11	4	64		64
現員	1	43	5	11	4	64	2	66

(注) 教諭には養護1名を含む。臨時職員は非常勤講師

(2) 予算の執行状況
ア 歳入

科目	目	予算令達受額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	摘要
(一般会計)	使用料	6,124,000	6,193,236	6,193,236	0	
	財産運用収入	0	35,364	35,364	0	
	財産売却収入	0	101,000	101,000	0	
	雑収入	0	400	400	0	
合 計		6,124,000	6,330,000	6,330,000	0	
(特別会計)						
県立学校農業実習費						
財産売却収入		4,227,000	4,789,896	4,789,896	0	
雑収入		0	1,251	1,251	0	
合 計		4,227,000	4,791,147	4,791,147	0	

00853

イ 歳 出

科 目	予算合連受額	支出済額	残 額	摘 要
(一般会計) 教育総務費	678,000 円	678,000 円	0 円	
高等学校費	55,121,477	55,121,477	0	
公衆衛生費	14,966	14,966	0	
合 計	55,814,443	55,814,443	0	
(特別会計) 県立学校農業実習費	4,437,902	4,437,902	0	
合 計	4,437,902	4,437,902	0	

ウ 収入証紙取扱額

科 目	件 数	収入となる額	摘 要
教育手数料	196 件	66,542 円	

(3) 設置課程及び生徒の状況

(昭和42年3月31日現在)

課 程	学 科	学 年				合 計
		1 年 級	2 年 級	3 年 級	4 年 級	
全 日 農 業	農 業	11	11	2	4	184
		11	11	1	2	82
林 業	農 業	41	42	39	104	124
		42	43	44	39	128
水 産	農 業	41	41	1	5	139
		41	43	1	5	139
合 計		5	205	211	5	15
						657

5 留意事項

- (1) 生乳受託契約書第3条(生乳代金)「甲(大山乳業農協)は、毎月、甲の生乳受託規程第6条の規定により乙(倉吉農高)について計算し

た生乳の代金を、翌月の20日までに、乙に通知する。乙は通知を受けた日を起点として甲に納入通知書を発行しこれによりその代金を納付するものとする。」となつてはいるが、2月分をその各月とも約定書に定める20日を経過して計算の通知がなされていた。約定書の履行を厳にされたい。

なお、売却にあつては生産品前渡伝票等により日日の授受を明確にしておかれたい。

- (2) 杉苗、木炭等、特別会計の生産収入に伴う一般会計の歳出よりの振替事務手続を年度末になつて行なつていた。適期に行なうべきである。

- (3) 生産された梨を市農業協同組合支所に委託して売却しているが、委託販売契約が締結されていない。事務処理の方法に工夫されたい。

- (4) 芝、桑葉等を売却していたが、この代金の調定事務が遅れていた。速やかに調定収入するようにされたい。

- (5) 概等ほ場で生産したものの一部を種子に転用しているものがあるが、この受払状況が明らかでない。所定の帳簿に記録して明確にしておかれたい。

- | | |
|-----------|------------|
| 1 監査実施箇所名 | 県立倉吉産業高等学校 |
| 2 監査執行年月日 | 昭和42年7月27日 |
| 3 監査執行者 | 監査委員 浜田庄二 |
| | 同 中由玉平 |
| | 同 伊藤武夫 |
| | 同 河崎 巖 |

4 概況

(1) 職員の配置状況

(昭和42年3月31日現在)

区分	校長	教諭	講師	事務職員	実習助手	用務員	計	臨時職員	合計
定員	1	33	2	3	3	2	44		44
現員	1	32	2	3	3	2	43		43

(注) 講師は、非常勤。教諭には養護1名、助教諭1名を含む。

(2) 予算の執行状況

(昭和42年5月31日現在)

科目	目	予算令達受額	調定額	収入済額	収入未済額	摘要
(一般会計)	使用料	7,116,000	7,091,107	7,091,107	0	
	雑収入	0	1,808,350	1,808,350	0	
	合 計	7,116,000	8,899,457	8,899,457	0	
(特別会計)	財産売却収入	1,075,000	919,964	919,964	0	
	合 計	1,075,000	919,964	919,964	0	

1 歳出

科目	目	予算令達受額	支出済額	残 額	摘 要
(一般会計)	教育総務費	255,195	255,195	0	
	高等学校費	45,935,589	45,935,589	0	
	保健体育費	15,000	15,000	0	
	公衆衛生費	12,719	12,719	0	
	合 計	46,218,503	46,218,503	0	
(特別会計)	県立学校農業実習費	822,622	822,622	0	
	合 計	822,622	822,622	0	

ウ 収入証紙取扱額

科目	目	件数	収入となる額	摘 要
教育手数料		322	109,319	

(3) 設置課程及び生徒の状況

(昭和41年5月31日現在)

課程	学科	学年			合 計
		1 年	2 年	3 年	
全 日	農 業	1	41	1	43
	園 芸	1	1	48	50
家 庭	家庭科	1	1	55	57
	商業科	3	3	164	170
合 計		5	248	267	260
					15

5 留意事項

(1) 納期限までに納入されない授業料の督促等債権管理事務取扱規則に

基づく事務処理について次の点留意されたい。

- ア 督促状発行調書にかい長の決裁印のないものがあつた。
- イ 督促歳入金整理簿が調整されていないので整備すること。
- ウ 延滞金の徴収を要するものが見受けられたが免除申請書を徴して免除措置をせず、また、徴収もしていない。善処すること。

(2) 生産物売却収入で、学校のPTAに売却した観葉植物等の代金が納入通知書に示す納入期限より約2か月乃至3か月遅れて納入されたものがある。納入期限を厳守させるとともに納入期限の経過したものであるについては、速やかに債権管理事務取扱規則第4条(納期限後の

督促) に基づいて合規の事務処理をされたい。

(3) 郵券類の購入額103,973円に対し使用額5,899円、年度未手持額86,523円(前年度より繰越額8,449円を含む)の多額となつていた。予算の効率的執行に留意されたい。

(4) 産業、理科教育振興法に基づき備品購入に当り、指名競争入札の諸条件の一つに納入期限が指示されているが、契約の締結においてこの納入期限が変更されていたことは、公正な契約の事務処理でないので、特に感にされたい。

(5) 建物、物品の修繕、改造何書の手続きについては、鳥取農業高等学校5の(6)の項で述べたとおりである。

(6) 今春全国的に鶏のニューカッスル病が発生したので、これに伴う予防対策として倉吉市農協に予防注射を申請し、42年3月27日鶏100羽に対する注射を実施していたが注射代は未請求のため現在まで未払となつていた。善処されたい。

- 1 監査実施箇所名 県立養良農業高等学校
- 2 監査執行年月日 昭和42年4月14日
- 3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
- 4 概況

(1) 職員の配置状況、(昭和42年3月31日現在)

区分	校長	教諭	講師	事務職員	実習助手	用務員	計	臨時職員	合計
定員	1	22	1	3	5	2	34		34
現員	1	23	1	3	5	2	35	3	38

(注) 臨時職員については非常勤講師2名、養護1名。

(2) 予算の執行状況

(昭和42年3月31日現在)

ア 歳入

科 目	予算合達受額	調定額	収入済額	収入未済額	摘 要
(一般会計) 使用料	3,950,000	3,878,610	3,878,610	0	
財産売却収入	0	9,000	9,000	0	
合 計	3,950,000	3,887,610	3,887,610	0	
(特別会計) 県立学校農業実習費 財産売却収入	1,759,000	2,106,521	2,042,415	64,106	
合 計	1,759,000	2,106,521	2,042,415	64,106	

イ 歳出

科 目	予算合達受額	支出済額	残 額	摘 要
(一般会計) 教育総務費	656,164	497,848	158,316	
高等学校費	34,327,915	34,105,310	222,605	
公衆衛生費	6,909	6,909	0	
合 計	34,990,988	34,610,067	380,921	
(特別会計) 県立学校農業実習費	1,909,957	1,850,546	59,391	
合 計	1,909,957	1,850,546	59,391	

ウ 収入証紙取扱額

科 目	件 数	収入となる額	摘 要
教育手数料	144件	48,888円	

(3) 設置課程及び生徒の状況

(昭和41年5月1日現在)

課程	学年	1年		2年		3年		合 計	
		生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
全日制	農 業 科	38	1	40	1	53	1	131	3
	農 産 科	35	1	30	1	39	1	104	3
	業 務 科	42	1	38	1	101	2	181	4
合 計		115	3	108	3	193	4	416	10

5 留意事項

- (1) 授業料の納期限内収入率は、73.7%で前年同期に比較しほぼ同率となっているが、各月とも数名分については翌月收入されている。生徒の生活指導の面からも納期限を厳守させ、期限内収納の確保につとめられたい。
- (2) 授業料に係る督促状は納期限後20日以内に発行しなければならないのに、20日を経過しているもの、また督促状に指定すべき期限は、その発行する日から10日以内において適宜の日を定めることとなっているのに10日を経過しているものが散見された。適正な事務処理をされたい。
- (3) 「公有財産事務取扱規則」第13条の規定に基づき使用料を免除しているものがあるが、その根拠の明確でないものがあつた。理由、根拠を明確にし事務処理を的確にされたい。
- (4) 随意契約によつて不用品の売却処分がなされているが、地方自治法施行令第167条の2の何れの項目によつて随意契約に付したか不詳である。随意契約に付した根拠を記録整備しておかれない。
- (5) 実習会計の事務処理について次のとおり検討すべきものがある。

ア 生産物の販売価格の設定にあつては、実習(経営)の成果として問題をとらえることに着意し、市場価格並びに生産原価計算による原価を参考とし、売却価格の決定及び売却処分の決定をなすべきである。

イ 牛乳の年間搾乳報告10,759.6kgに対し引継は10,313.3kg 差引446.3kgとあつては、農産加工及び仔牛哺乳用として364.4kgを転用している。差引残81.9kgは処分不明となつてはいる。数量の照合確認をすること。

ウ 農産加工実習で、さわし柿の生産計画40kgに対し生産量50kg、差引10kgは実習過程におけるロスとしてはいるが、「県立高等学校実習特別会計事務取扱要領」により処分手続をすること。

エ 鶏の数は年度当初より216羽減少しているが、その内訳をみると売却は146羽(68%) 淘汰死亡は70羽(32%) で相等量の棄却処分がなされ収入減となつてはいる。飼育管理面においてその原因を充分調査すること。

(6) 理科教育振興法に基づき科学写真撮影器具ほか8品目を160,950円で購入しているが、予定価格の決定に当り、競争入札に付する器具の価格の総額について定めなければならないのに、各品目毎に定められている。会計規則第128条第1項によるべきである。

(7) 果樹実技講習会を当校において6回開催し、これが経費として41年6月24日報償費18,000円、需用費3,000円令達を受けてはいるが、実技講習会に活用すべきスライド作成用カラテフィルム(購入は第6回(42年1月31日)終了後の42年2月10日に至り発注され著しく時期を失してはいる。また、講師謝礼も未払いとなつてはいる。善処されたい。

6 組織運営について

(1) 農業高校の統合整備再編成の問題がからむためと思われるが、本校の施設設備は老朽化しておるだけでなく貧弱であつて放置されているというも過言でない。速やかにその方針を決定し、合理化を図るよう努められたい。

(2) 本校の学校林は、校長名をもつて分収造林契約がそれぞれ締結されているため、知事名契約とするよう指摘しているところであるが、その契約面積は615,804.42m²にも達し、このうちには、高麗山頂の灌木帯で遠距離にあるほか急傾斜地岩右帯で生徒の実習作業が困難なものもあつて管理上問題があるとされている。西部地区農業高校統合整備の再編問題も考慮されつつあるとき財産上の諸問題が発生することが憂慮されるので教育財産造成の基本問題とも関連して正規の契約を締結することについて更にその在り方を検討されるよう望む。

- 1 監査実施箇所名 県立米子東高等学校
 - 2 監査執行年月日 昭和42年6月15日
 - 3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
同 伊藤武夫
同 河崎巖
 - 4 概況 同
- (1) 職員の配置状況 (昭和42年3月31日現在)

区分	校長	教諭	事務職員	実習助手	用務員	計	臨時職員 (講師)	合計
定員	1	80	5	1	4	91	3	94
現員	1	80	5	1	4	91	3	94

(注) 教諭には養護1名、常勤講師6名を含む。臨時職員は非常勤。

(2) 予算の執行状況

ア 歳入

科目	予算令達受額	調定額	収入済額	収入未済額	摘要
使用料	17,776,000	17,990,272	17,990,272	0	
手数料	6,000	5,000	5,000	0	通信教育
財産売払収入	0	3,600	3,600	0	
計	17,782,000	18,012,872	18,012,872	0	

イ 歳出

科目	予算令達受額	支出済額	残額	摘要
教育総務費	652,043	652,043	0	
高等学校費	81,267,698	81,267,698	0	
保健体育費	812,080	812,080	0	
公衆衛生費	13,566	13,566	0	
計	82,745,387	82,745,387	0	

ウ 収入証紙取扱額

科目	件数	収入となる額	摘要
教育手数料	893	303,176	

(3) 設置課程及び生徒の状況

(昭和42年3月31日現在)

課程	学年	1年		2年		3年		4年		合計	
		学区分	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数			
全日	普通	10	514	10	536	11	563	—	—	31	1,615
	普通	1	44	1	31	1	31	1	21	4	127
定時	普通	1	43	1	25	1	16	1	13	4	97
	商業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
専攻科	専攻科	2	126	—	—	—	—	—	—	2	126
合計		14	727	12	592	13	610	2	34	41	1,965

(注) 上記のほか通信教育課程312名 (昭和42年3月31日現在) 在籍

5 留意事項

- (1) 県外から編入学を志願した者の入学志願書に、県立高等学校入学選抜手数料条例に定める手数料相当額の証紙がちよう付されていないものがあつた。また、再入学を希望する者の入学志願書にちよう付されている収入証紙に消印がなく、収入状況報告もれとなつているものがあつた。善処されたい。
- (2) 転学、転籍等生徒の異動にともなう諸願書を徹していないものがある。授業料収入にも関係するものがあるので、確実に徹して適正な処理をされたい。
- (3) 納期限までに納入されない授業料の督促等債権管理事務取扱規則に基づき事務処理について次の点留意されたい。
ア 督促状は正規の期日に発行すること。
イ 督促歳入金整理簿に延滞にかかる日数、金額の記入されていないものがある。整備すること。

ウ 督促状を発行したときは歳入調定簿にもその旨を記載すること。
エ 延滞金の徴収を要するものがあるが全然徴収していない。善処すること。

(4) 物品購入事務手続にあたり契約締結並びに請書を徹して後に見積書の提出されていたものが散見された。適正な事務処理をされたい。

(5) 学校給食用添加物の購入にあつては、相見積書を徹すること。また、年度初めに、単価契約の方法によることの可能なものについては単価契約の方法を講じ予算の効率的執行に配慮されたい。

(6) 学校給食をうけている自衛隊員たる生徒で時には20名~30名の集団欠席をみる事例があり、そのため給食に余剰を生じている。事前に生徒通学の動向をは握する等の手段を講じて注文数に余剰を生ぜぬような配慮をする要がある。

(7) 学校給食炊事婦の毎月の健康診断にかかる検便手数料の支出にあつては、事前に経費支出伺をするようにされたい。

(8) 教育財産管理費需用費から支出している校舎等の修繕、改造の事務手続きについては、鳥取農業高等学校5の(5)の項で述べたとおりである。

(9) 火災報知機設置工事、電気冷蔵庫等の工事請負並びに製作の検査を事務職員が行なつていたが、とくにこれら高度な専門的知識を必要とする検査は、検査委属等の方途を講じ厳正に検査をするようにされたい。

- 1 監査実施箇所名 県立米子南高等学校
- 2 監査執行年月日 昭和42年5月22日

3 監査執行者 監査委員 浜田庄二

同 中田玉平

4 概況 (1) 職員の配置状況 (昭和42年3月31日現在)

区分	校長	教諭	事務職員	実習助手	用務員	計	臨時職員	合計
定員	1	55	4	5	4	69	3	72
現員	1	57	5	6	4	75	3	76

(注) 教諭には養護1名含む。臨時職員は非常勤講師。

(2) 予算の執行状況 (昭和42年4月30日現在)
ア 歳入

科目	目	予算令達受領額	調定額	収入済額	収入未済額	摘要
(一般会計) 使用料		10,601,000 円	10,591,213 円	10,591,213 円	0 円	
	計	10,601,000	10,591,213	10,591,213	0	
(特別会計) 財産売却収入		1,075,000	1,143,467	1,143,467	0	
	計	1,075,000	1,143,467	1,143,467	0	

イ 歳出

科目	目	予算令達受領額	支出済額	残額	摘要
(一般会計)	総務費	6,641 円	6,641 円	0 円	
	給与費	705,331 円	703,331 円	0 円	
	雑費	69,758,263 円	69,751,255 円	7,008 円	
	保健費	368,000 円	368,000 円	0 円	
	雑費	15,939 円	15,939 円	0 円	
(特別会計) 県立学校実習費	理務費	70,852,174 円	70,845,166 円	7,008 円	
	雑費	1,017,241 円	979,333 円	37,878 円	
	雑費	1,017,241 円	979,333 円	37,878 円	

ウ 収入証紙取扱額

科目	目	件数	収入となる額	摘要
教育手数料		445 件	151,079 円	

(3) 設置課程及び生徒の状況 (昭和41年4月6日現在)

校舎	課程	学年	1 年			2 年			3 年			合計
			学区	学区	学区	学区	学区	学区	学区	学区	学区	
本校	全日	商	1	201	4	218	5	276	13	695		
			農	1	43	1	40	1	54	3	137	
境港	全日	商	1	41	1	42	1	43	3	126		
			農	1	51	2	80	1	65	4	196	
合	計	7	336	8	380	8	438	23	1,154			

5 留意事項

- (1) 教室、グラウンド等行政財産の使用料はそのほとんどが使用後に納入されており、これが是正方については前回の監査で指摘したところであるが、依然として改められていない。日又は時間を単位として使用させる場合の使用料は、原則として前納させることになっているので、留意されたい。
- (2) 大山崎農業協同組合連合会長と牛乳の生産販売契約を締結しているが、この約定によると、生産品の引渡しに伴う販売代金は前記連合会長から計算書により毎月分を翌月20日まで報告させて精算することになっているが、報告が遅れて調定並びに納入期日が翌々月に亘っている事例がある。契約書による期日を厳守させられたい。

(3) 生産品価格評定同簿による売却価格の決定にあたっては、前年度監査において指摘したとおり、関係資料を整備されたい。

(4) 仔豚の売却について、その代金を特定の期日に納入させる場合は、県立高等学校実習特別会計事務取扱要領第六の3に定めるところによつて、買受書を徴し処理されたい。

(5) 乳牛の精液代並びに豚の種付料7件8,200円を支出していたが、豚は8頭の生産、乳牛は授精の成果が皆無であつた。家畜の管理に一層配意を要するものがある。

(6) 施設設備費で購入した飼料混合機ほか2件の備品は、納品後における検査(テスト試験)がなされていない。検査を励行されたい。

(7) 借用中の分校敷地及びグラウンドの貸借契約の促進については、前年度の監査で指摘要望したとおりで、これが実現方につき重ねて要望する。

- 1 監査実施箇所名 県立米子工業高等学校
- 2 監査執行年月日 昭和42年7月10日
- 3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
同 中田玉平

4 概況 (昭和42年3月31日現在)
(1) 職員の配置状況

区分	校長	教諭	事務職員	実習助手	用務員	計	臨時職員 (講師)	合計
定員	1	59	4	12	3	79	5	84
現員	1	59	4	12	3	79	5	84

(注) 教諭には養護1名、兼務1名(米子東高本務)を含む。講師は常

勤1名、非常勤4名。

(2) 予算の執行状況
ア 歳入

科目	予算令達受額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	摘要
使用料	9,110,000	9,092,214	9,092,214	0	
計	9,110,000	9,092,214	9,092,214	0	

イ 歳出

科目	予算令達受額 円	支出済額 円	残額	摘要
教育総務費	613,505	613,505	0	
高等学校費	94,553,553	94,553,553	0	
公衆衛生費	9,478	9,478	0	
計	95,176,536	95,176,536	0	

ウ 収入証紙取扱額

科目	件数	収入となる額 円	摘要
教育手数料	390件	132,406円	

(3) 設置課程及び生徒の状況 (昭和42年3月31日現在)

課程	学科	学年				合計	計
		1年	2年	3年	合		
全日工業	機械	22	22	22	66	241	241
	電気	21	21	21	63	241	
合	化学	1	1	1	3	128	128
	電波通信	1	1	1	3	250	
計		8	8	8	24	982	

5 留意事項

- (1) 授業料の納期限内収入率は41.8%で、当年度監査を実施した学校のうち最も低調である。本校のみ徴収困難な特殊事情があるとも思われないので、徴収方法等さらに工夫し納期内収入率の向上に格段の努力を望む。
- (2) 授業料の滞納により延滞金の徴収を要する者から免除申請書を徴して事実上免除しているが、なかには免除申請書もなく真にやむを得ない理由によつて免除したものが明らかでないものがある。善処されたい。
- (3) 精密分滑装置、マツト等高価な物品の修繕をするとき県会計規則第111条の規定により契約書を省略した場合は、受注業者から預り徴し、保管の所在を明確にするようにされたい。
- (4) 産業教育振興法に基づき備品購入の事務処理について次の点留意されたい。
 - ア 売買契約書第3条によると、受注業者が納品書を提出した日から10日以内に検査を完了するものとしとあるが、10日を経過して検査していったものがある。契約書通りに検査を履行されたい。
 - イ 流動試験装置等を購入するに当り指名競争入札の方法によつていたが、入札者が1社のみであつた。このような場合は指名替により入札を実施すべきである。
- (5) 校地内所在の建設省所管国有地703m²の国有化促進については前年度の監査で指摘したとおりである。

1 監査実施箇所名 県立境水産高等学校

2 監査執行年月日

昭和42年5月24日

3 監査執行者

監査委員 浜田庄二

4 概況

同 中田玉平

(1) 職員の配置状況

(昭和42年3月31日現在)

区分	校長	教諭	事務職員	技術職員	実習助手	用務員	計	臨時職員 (講師)	合計
定員	1	32	14	20	13	2	72	4	76
現員	1	32	4	20	13	2	72	4	76

(注) 教諭には養護1名含む、技術職員は若鳥丸乗船職員、臨時職員は常勤1名、非常勤3名。

(2) 予算の執行状況

了 歳 入

科目	目	予算令達受額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	摘要
(一般会計)	使用料	4,447,000	4,471,800	4,471,800	0	水産実習船費
	計	4,447,000	4,471,800	4,471,800	0	
(特別会計)	財産売払収入	933,000	979,796	979,796	0	農業実習費
	雑入	13,000	8,010	8,010	0	
計		946,000	987,806	987,806	0	
(特別会計)	財産売払収入	39,550,277	48,449,728	48,449,728	0	水産実習船費
	雑入	1,000	9,342	9,342	0	
計		39,551,277	48,459,070	48,459,070	0	

1 歳 出

科 目	予算合達受額	支出済額	残 額	摘 要
(一般会計) 教育総務費	円 650,000	円 650,000	円 0	
高等学校費	54,202,938	54,167,663	35,275	
公衆衛生費	5,726	5,726	0	
計	54,858,664	54,823,389	35,275	
(特別会計) 県立学校水産実習船 実習費	44,420,249	41,859,600	2,560,649	
県立学校農業実習費	877,630	876,930	700	
計	45,297,879	42,736,530	2,561,349	

ウ 収入証紙取扱額

科 目	件 数	収入となる額	摘 要
教育手数料	219件	74,351円	

(3) 若鳥丸の就航状況

回 次	出 港 日 月 日	出 港 地 (海 区)	乗 船 職 員 航 海 日 数	乗 船 生 徒 操 業 回 数	入 港 日 月 日	入 港 地 (海 区)	水 揚 金 額
昭和40年度 第4次	昭和41.1.27	焼津港	20	59回	三崎港 昭和41.4.6	74,821	12,497,995
昭和41年度 第1次	昭和41.4.29	三崎港	20	71	三崎港 昭和41.7.8	72,157.711	12,023,401
第2次	昭和41.8.6	三崎港	20	32	三崎港 昭和41.10.23	72,238.412	7,651,633
第3次	昭和41.11.10	焼津港	19	33	焼津港 昭和41.1.21	72,147	12,162,699
第4次	昭和42.2.3	焼津港	19	38	三崎港 昭和42.4.12	73,623	10,963,806

(注) 昭和40年度第4次就航については、昭和41年度収入。

昭和41年度第4次就航については、昭和42年度収入。

(4) 設置課程及び生徒の状況

(昭和42年3月31日現在)

課 程	学 科	学 年					合 計
		1 年 級	2 年 級	3 年 級	合 計	生 徒 数	
全 日	水 産	漁業製造通信関係	1	1	1	3	93
		水産無線通信機	1	1	1	3	113
専攻科	水 産	漁業関係	1	1	1	3	99
		海機	1	1	1	3	104
合 計		5	5	4	14	453	

5 留意事項

(1) 授業料の納期限内収入率は全日制88.4%、専攻科33.7%で、当年度監査した他の高等学校に比較すると必ずしも良好と認めがたい。本校は長期にわたって遠洋漁業にでる等特殊事情のあることは認めるが徴収方法等についてはさらに工夫し納期限内収納に一層努力されたい。

(2) 納期限までに納入されない授業料の督促等債権管理事務取扱規則に基づき事務処理について次の点留意されたい。

ア 督促歳入金整理簿の延滞にかかる日数、金額が全然記入されていない。整備すること。

イ 督促状を発行したときは歳入調定簿にもその旨を記載すること。

ウ 延滞金の徴収を要するものについては、免除申請書を徴して事実上免除しているが、なかには、免除申請書もなく、真にやむを得ない理由によつて免除したものと明らかでないものがある。善処すること。

エ 専攻科授業料の滞納にかかるものについての手続きが全然なされ

ていない。正規の手続きをとること。

(3) 生徒の退学等の許可事務が適切でないため許可年月日の明確でないものがある。授業料収入にも関係するので、事務処理に適正を期されたい。

(4) 小型四輪車トラック等高価な修繕をする場合の事務手続きについては、米子工業高等学校5の(3)の項で述べたとおりである。

(5) 建物等修繕同書の事務手続きについては、鳥取農業高等学校5の(6)の項で述べたとおりである。

(6) 大連丸に乗組む生徒の団体普通傷害保険に加入することについては、昭和41年5月23日付をもつて保険契約を締結していたが、この予算が遅れて昭和41年7月6日に令達され、その間外郭団体より一時立替支払がなされていたことは当を得ない。適期に予算令達するようにされたい。

(7) 製造実習に使用する原材料(冷凍鯖570箱)を427,500円で県外業者から購入していたが、この購入契約書には納入場所を境水産高等学校としていたにもかかわらず現物は直接上道地内の冷凍業者に保管させ、このため貨車からの荷下費、保管場所までの運搬費、保管料等が別途にそれぞれ支払いされていた。このことは前記契約書に照して適当でないので今後の購入にあたっては実態に即した契約を締結するようにされたい。

6 組織運営について

(1) 後期中等教育の多様化が叫ばれている折りから高校の女子教育分野を拡大するため、食品化学科(仮称)の新設について検討されるよう望む。

(2) 全県学区とする本校の特性と、広く県下より海にいとむ渡航たる若者を入学させ教育の実効をより一層高めるため本校を全寮制とするか、或は、寄宿舎を増改築する等一連の措置が必要であると思料される。全面的形骸の問題とも関連してその基本的な在り方について、検討されるよう望む。

(3) 昭和39年に現有の実習船若鳥丸を建造したが、運輸省令の改正等により、一航海の収容人員24名のものでは所定の資格を取得する乗船経歴を充足できなかったため、昭和38年8月以来民間に依頼し、大連丸乗り組みによつて、辛うじて乗船経歴を充足して資格を附与している実情であつて、無線通信科の生徒は全く乗船実習が不可能な状態である。このような実情から日本海側近県の協同による実習船の配置、又は県独自の中型実習船の建造がこれに対処するための解答となるので、検討善処されるよう望む。

- 1 監査実施箇所名 県立境港工業高等学校
- 2 監査執行年月日 昭和42年7月10日
- 3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
- 4 概況

(1) 職員の配置状況

(昭和42年3月31日現在)

区分	校長	教諭	事務職員	実習助手	用務員	計	臨時職員(講師)	合計
定員	1	40	3	9	2	55	2	57
現員	1	40	3	9	2	55	2	57

(注) 教諭には養護1名を含む。臨時職員は常勤1名、非常勤1名。

(2) 予算の執行状況

科 目	予算令達受額 円	調 定 額 円	収入済額 円	収入未済額 円	摘 要
使 用 料	5,701,000	5,836,800	5,836,800	0	
計	5,701,000	5,836,800	5,836,800	0	

イ 歳 出

科 目	予算令達受額 円	支出済額 円	残 額 円	摘 要
教 育 総 務 費	156,000	156,000	0	
高 等 学 校 費	45,155,876	45,155,876	0	
公 衆 衛 生 費	8,778	8,778	0	
計	45,320,654	45,320,654	0	

ウ 収入証紙取扱額

科 目	件 数	収入となる額 円	摘 要
教 育 手 数 料	255	86,575	

(3) 設置課程及び生徒の状況 (昭和42年3月31日現在)

課 程	学 科	学 年				合 計
		1 年	2 年	3 年	4 年	
全 日 工 業	機 電 電 建 機 気 子 築	211	211	85	211	633
		41	41	43	41	33
合 計		5	198	5	216	15

5 留意事項

(1) 授業料の納期限内収入率は64.4%と低調で、なかには3か月乃至4か月遅れて納入されているものもある。納期限内収納確保に一層努力されたい。

(2) 納期限までに納入されない授業料の督促等の事務処理について次の点留意されたい。

ア 正規の期日に督促状の発行がなされていないものがある。適正な処理をすること。

イ 督促歳入金整理簿の延滞にかかる日数、金額が記入されていないので整備すること。

ウ 延滞金の徴収を要するものについては、免除申請書を徴して事実上免除しているが、なかには、免除申請書もなく真にやむを得ない理由によつて免除したものが明らかでないものがある。善処すること。

(3) 複写機、謄写輪転機等高価な物品の修理を発注する場合における事務手続については、米子工業高等学校5の(4)の項で述べたとおりである。

(4) 産業、理科教育振興法に基づき備品購入の事務処理について次の点に留意されたい。

ア 産振法に基づき機械、器具等の購入に当り指名競争入札の方法によつていたが、県会計規則第134条第2項に定める事務処理がなされていなかった。特に納入期限の明記がなかったことは予定価格の決定とも関連するので留意されたい。

イ 空気機械実験室の指名競争入札の取扱については、米子工業高

等学校5の(4)1の項で述べたとおりである。

(5) 昭和41年度中において、県有地にPTA経費をもつて売店、便所、部室を建築していたが、早期に寄附をうけ県有財産とするよう努められたい。

6 運営について

(1) 各棟えの渡廊下の増設並びに各技道場として屋内小体育館の新設について、検討されるよう望む。

4 概 況

- 1 監査実施箇所名 県立日野産業高等学校
- 2 監査執行年月日 昭和42年6月12日
- 3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
同 伊藤武夫

(1) 職員の配置状況

(昭和42年3月31口現在)

区分	校長	教諭	事務職員	実習助手	用務員	計	臨時職員 (講師)	合計
定員	1	46	4	7	4	62	—	62
現員	1	44	4	7	4	60	5	65

(注) 教諭には養護1名含む、臨時職員は常勤2名、非常勤3名。

(2) 予算の執行状況

ア 歳 入

(昭和42年4月30日現在)

科 目	予算令達受額 円	調 定 額 円	収入済額 円	収入未済額 円	摘 要
(一般会計) 使用料 計	6,145,000	6,250,600	6,250,600	0	
	6,145,000	6,250,600	6,250,600	0	
(特別会計) 財産売却収入 計	2,200,000	1,345,559	1,345,559	0	
	0	407,047	407,047	0	
計	2,200,000	1,752,606	1,752,606	0	

イ 歳 出

科 目	予算令達受額 円	支出済額 円	残 額 円	摘 要
(一般会計) 教育総務費	1,152,726	1,112,726	20,000	
高等学校費	54,684,882	54,664,882	20,000	
保健体育費	18,000	18,000	0	
公衆衛生費	4,634	4,634	0	
計	55,840,242	55,800,242	40,000	
(特別会計) 県立学校農業実習費 計	1,740,999	1,739,226	1,735	
	1,740,999	1,739,226	1,735	

ウ 収入証紙取扱額

科 目	件 数	収入となる額 円	摘 要
教育手数料	215 件	72,995 円	

(3) 設置課程及び生徒の状況

(昭和41年5月10日現在)

校舎 種別	学年	区分	1年				2年				3年				4年				合 計	
			学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数		
本校 全日	農業	農畜家畜	1	42	1	42	1	54	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	138	
		林産庭活	1	40	1	47	1	47	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	134	
矢野 定時	農業	農畜家畜	1	23	1	18	1	24	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10	75	
		林産庭活	1	19	1	26	1	25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	29	54	
合 計			5	215	5	230	6	305	1	39	17	789								

5 留意事項

- (1) 授業料の納期限内収入率は全日制60.9%、定時制89%で、前年度に比較しかなり向上しているが、当年度監査を実施した他の学校に比較すると全日制はかなり低調である。納期内収納に一層努力されたい。
- (2) 授業料減免決定者の既納授業料を還付するにあたり、当該収入した歳入から戻出することなく特定の日における授業料収納金の一部をあって還付していたことは適当でない。正規の事務処理をされたい。
- (3) 債権管理事務取扱規則に定める事務処理について次の点留意されたい。
 - ア 督促歳入金整理簿の延滞にかかる日数、金額の記入がなされていないものがある。整備すること。
 - イ 延滞金の額を計算するのに督促状発行の日を起算日としていることは適当でない。正規の計算をすること。
- (4) 行政財産(会議室等) 使用許可簿が調整されていなかったが、正規

のものを備え使用許可の状況を明らかにしておくこと。

- (5) 備品購入にあたり、指名競争入札の方法によつていたが、県会計規則第134条第2項に定める事務処理がなされていなかった。正規の手続きを行なわねえたい。
- (6) 一般会計の定時制高等学校管理費、需用費で、種子馬鈴薯等を購入していたが、その性質上特別会計県立学校農業実習費で支出すべきものと認められるので、会計区分は厳にされたい。
- (7) 校舎等の修繕、改造何書の事務手続きについては、鳥取農業高等学校5の(5)の項で述べたとおりである。
- (8) 結核予防対策費委託料の支出にあつては、昭和41年11月30日受 bodies 209号教育長通知、記3、により委託書の交付及び受託書を提出せしめ事務整理に努められたい。
- (9) 農業実習に当り、耕種設計表によつて加工実習が実施されたが、原材料として苺15%、味噌加工用食塩18%の購入向並びに支出の事務手続きが漏れていた。事務処理に注意されたい。
- (10) 牝牛の販売にあたり、県経済農業協同組合連合会に支払いた手数料(受託販売品精算書)の中に、農政活動費、賦課金が含まれていたため県出納室において疑義ありとして指摘され、他の科目に予算措置がなされていないので戻入されていた。正当な歳出入算科目の設定について検討されたい。
- (11) 果敢農業協同組合との契約にかかる分収造林の地上権設定登記の促進ならびにグラソドおよび栗園と民有地との境界の明確化については、前年度の監査で指摘したとおりであるので善処されたい。